

# 平成28年度

## 経営事項審査等説明会

### 資料

#### 目次

- (1) 建設業許可制度等に係る改正について . . . . . 1
- (2) 経営事項審査制度の改正等について . . . . . 40
- (3) 専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金額の引上げ等について . . 61
- (4) 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の引上げについて . . . . . 62
- (5) 施工体制台帳の記載方法について . . . . . 64
- (6) 平成27年度建設業法第31条第1項の規定に基づく立入検査の結果について . . . . 73
- (7) 中間前金払制度について . . . . . 74

# 【建設業許可制度等に係る改正について】

## 1. 概要

### (1) 解体工事業追加に伴う経過措置

ア 施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間（平成31年5月31日まで）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することができます。

イ 施行日前のとび・土工工事業に係る経營業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経營業務管理責任者の経験とみなします。

ウ 平成33年3月31日までの間は、既存のとび・土工工事業の技術者を、解体工事業に係る一般建設業の営業所専任技術者（主任技術者）とみなします。

### (2) 解体工事に係る技術者要件の見直し

ア 解体工事業の指定学科を「土木工学又は建築学に関する学科」とします。

イ 解体工事に係る一般建設業の営業所専任技術者（主任技術者）及び特定建設業の営業所専任技術者（監理技術者）の要件については、資料P12のとおりです。

### (3) とび・土工・コンクリート工事に係る技術者要件の見直し

とび・土工・コンクリート工事に係る一般建設業の営業所専任技術者（主任技術者）の要件として、とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者を加えます。

### (4) 解体工事業の追加に伴う各種様式の改正【P24～P39】

### (5) 登録講習の修了に係る情報の監理技術者資格者証への記載

監理技術者が国土交通大臣の登録を受けた講習を修了した場合における修了証の交付を取りやめ、監理技術者資格者証に修了した旨を記載することになります。

### (6) 建設業許可の変更届出の対象追加

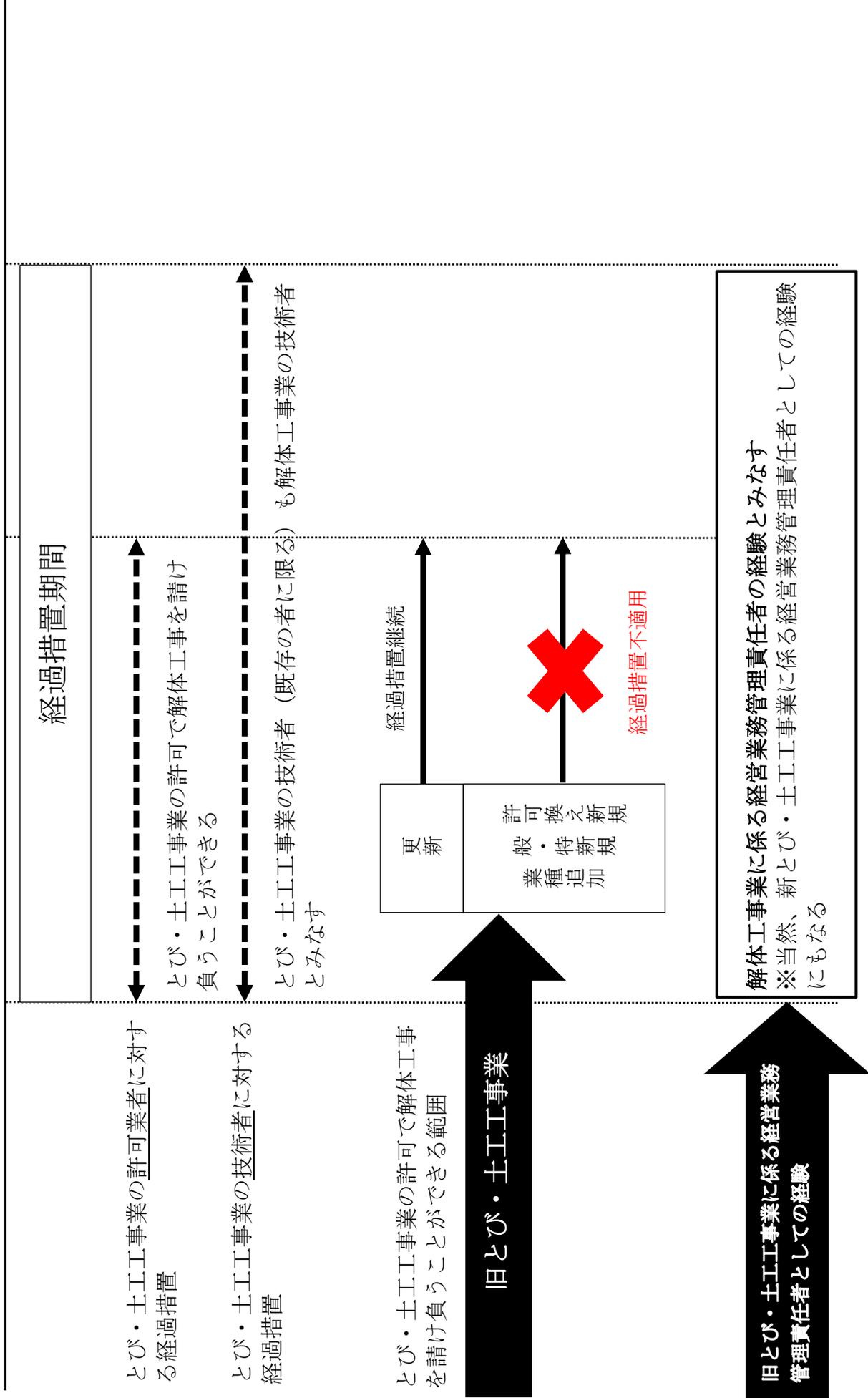
社会保険の加入状況を変更届出の対象とします。【様式第20号の3（P32）】

## 2. 施行日

平成28年6月1日

## 3. その他

平成28年11月1日から、許可申請書、変更届出書及び経審申請書に法人番号を記入する欄が増えます。



法施行(H28.6)

(H31.6)

(H33.4)

経過措置期間

(例1)  
平成27年度までに合格した1級建築施工管理技士の場合

20

2A

経過措置期間中は、解体工事の技術者とみなす

変更届出書の提出が必要!

20

解体工事の技術者ではない

解体工事に関し1年以上の実務経験を有するもの又は登録解体工事講習を受講したものは2Aから20になる(法施行後の20になる)

経過措置期間終了後も解体工事の技術者となる

(例2)  
平成27年度までに合格した2級土木施工管理技士(薬液注入)の場合

16

1E

経過措置期間中は、解体工事の技術者とみなす

解体工事の技術者ではない

# 解体工事業追加に係る制度措置について (施行:平成28年6月1日)

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

# 1. 建設業法改正について (経過措置を含む)

---

# 建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）  
・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

## 背景

○近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。

→離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念  
→維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。  
→維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務

## 建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

## 概要

### ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

- ①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】  
→見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除  
→談合の防止  
→手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止
- ②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】
- ③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】

### 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

- ④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】
- ⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大（下請金額による下限を撤廃）【入契法】
- ⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備<sup>※</sup>するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】  
※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】

⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

## 品確法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

- | 経緯                    | 施行日                   |
|-----------------------|-----------------------|
| ▶ 4/4 参議院本会議可決（全会一致）  | ▶ 公布の日（H26.6.4）に施行（③） |
| ▶ 5/29 衆議院本会議可決（全会一致） | ▶ H26.9.20に施行（①）      |
| ▶ 6/4 公布              | ▶ H27.4.1に施行（②⑤⑥⑦）    |
|                       | ▶ H28.6.1に施行予定（④）     |

## 施行日



## ○施行日

公布日（平成26年6月4日）から**2年**以内で政令で定める日

→平成28年6月1日

（以後、原則、解体工事業を営むに際し解体工事業の許可が必要）

## ○経過措置

- ①施行日時点とび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んで<sup>※</sup>いる建設業者は、引き続き3年間（**平成31年5月まで**）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。  
（平成31年6月1日以降は、**解体工事業の許可が必要**）

- ②施行日前のとび・土工工事業に係る経營業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経營業務管理責任者の経験とみなす。

# 解体工事の内容、例示、区分の考え方について

<p>建設工事の種類 (建設業法別表 第一の上欄)</p>	<p>建設工事の内容 (昭和47年3月8日建設省告示第350号)</p> <p>イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、<u>工作物の解体</u>※等を行う工事</p> <p>ロ)～ハ) (略)</p>	<p>建設工事の例示 (平成15年4月3日建設業許可事務ガイドライン)</p> <p>イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、<u>工作物解体工事</u>※</p> <p>ロ)～ハ) (略)</p>	<p>建設工事の区分の考え方 (平成14年4月3日建設業許可事務ガイドライン)</p>
<p>とび・土エ・コンクリート工事</p>	<p>イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、<u>工作物の解体</u>※等を行う工事</p> <p>ロ)～ハ) (略)</p>	<p>イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、<u>工作物解体工事</u>※</p> <p>ロ)～ハ) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>解体工事</u>※</p>	<p><u>工作物の解体を行う工事</u>※</p>	<p><u>工作物解体工事</u>※</p>	<p>● <u>それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。*</u></p>

## 2. 技術者要件について

---

# 解体工事の適正な施工確保に関する検討会

解体工事の適正な施工を確保するため、解体工事に配置される技術者に求められる技術及び知識について検討を行うことを目的として設置。

## <委員>

- 朝吹香菜子 国土館大学理工学部准教授  
笠井 哲朗 東海大学工学部教授  
◎嘉納 成男 早稲田大学理工学部術院教授  
角田 誠 首都大学東京都市環境学部教授  
湯浅 昇 日本大学生産工学部教授  
◎座長 (五十音順、敬称略)



## <開催経緯>

- ・平成26年8月～平成27年3月(計6回開催)
- ・平成27年6月3日 中間とりまとめ公表
- ・平成27年6月4日～7月6日 中間とりまとめパブリックコメント

11

## <とりまとめ(平成27年9月16日)>

### ◆新たな解体工事の技術者資格

#### 【監理技術者の資格等】

- ・1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設))、実務経験<sup>※1</sup>のいずれかの資格等を有する者

#### 【主任技術者の資格等】

- ・監理技術者の資格のいずれか
- ・2級土木施工管理技士(土木)、2級建築施工管理技士(建築又は躯体)、とび技能士(1級又は2級)、建設リサイクル法の登録試験である解体工事施工技士、実務経験<sup>※2</sup>のいずれかの資格等を有する者

※1 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

※2 解体工事に関し大卒(指定学科)3年以上、高卒(指定学科)5年以上、その他10年以上の実務経験を有する者

※3 土木施工管理技士、建築施工管理技士、技術士における既存資格者については解体工事の実務経験や関連講習の受講など施工能力の確認が必要

※4 とび技能士(2級)については、合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験が必要

# 解体工事業の技術者要件

## ● 監理技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・ 1級土木施工管理技士※<sup>1</sup>
- ・ 1級建築施工管理技士※<sup>1</sup>
- ・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））※<sup>2</sup>
- ・ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

## ● 主任技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・ 監理技術者の資格のいずれか
- ・ 2級土木施工管理技士（土木）※<sup>1</sup>
- ・ 2級建築施工管理技士（建築又は躯体）※<sup>1</sup>
- ・ とび技能士（1級）
- ・ とび技能士（2級）合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・ 登録解体工事試験
- ・ 大卒（指定学科）3年以上、高卒（指定学科）5年以上、その他10年以上の実務経験
- ・ 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・ 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・ とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

※<sup>1</sup> 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※<sup>2</sup> 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

## ●主任技術者の資格等（追加）

- ・とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者

## 解体工事業の技術者要件に関する経過措置

### ○技術者要件に関する経過措置

平成33年3月31日までの間は、とび・土工事業の技術者（既存の者に限る。）も解体工事業の技術者とみなす。

(例1) 平成27年度までに合格した1級建築施工管理技士の場合

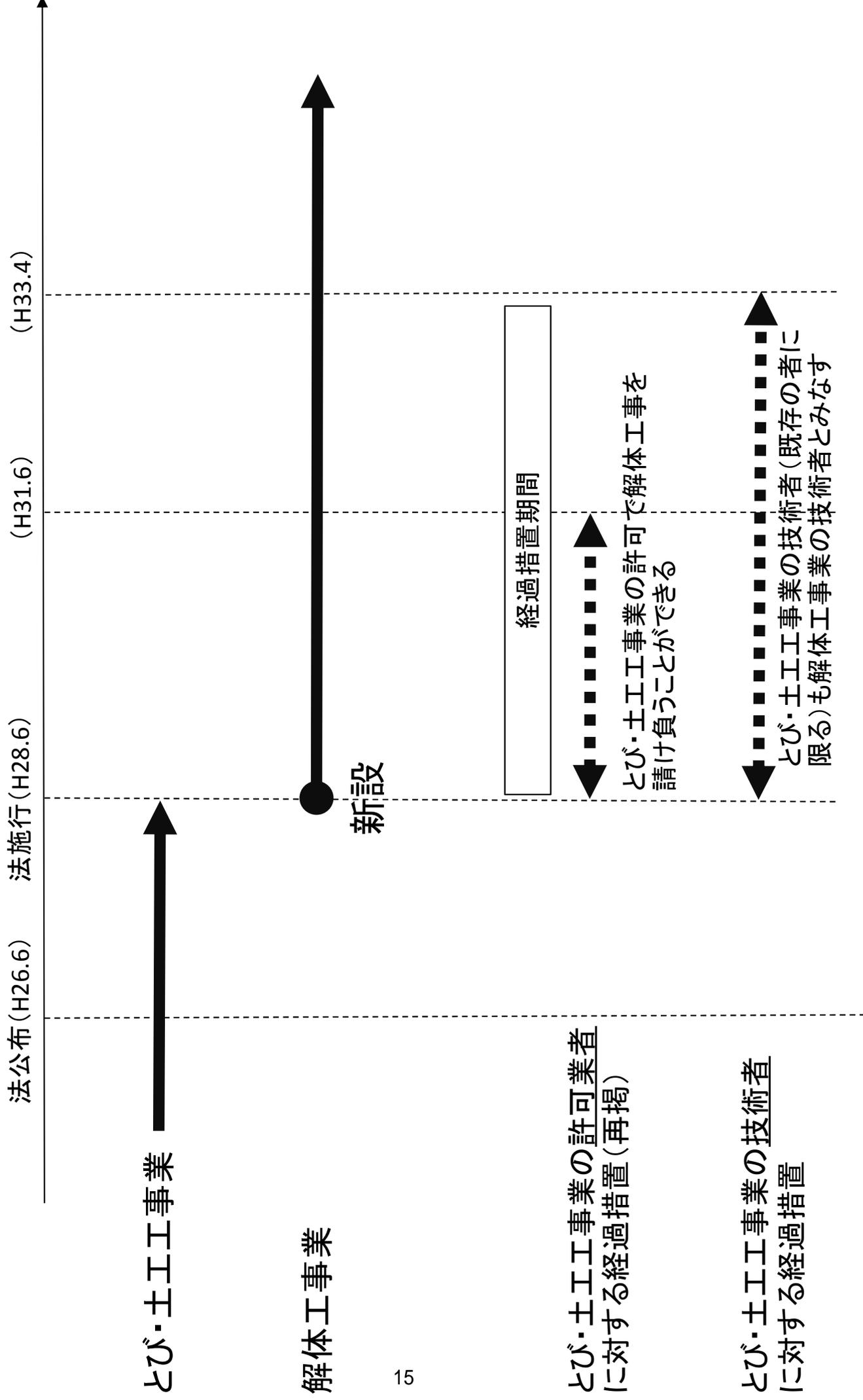
平成33年3月31日まで	平成33年4月1日以降
解体工事業の技術者とみなす	解体工事業の技術者ではない →解体工事に関し1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していれば、解体工事業の技術者となる

14

(例2) 平成27年度までに合格した2級土木施工管理技士(薬液注入)の場合

平成33年3月31日まで	平成33年4月1日以降
解体工事業の技術者とみなす	解体工事業の技術者ではない

# とび・土工工事業の経過措置について



とび・土工工事業

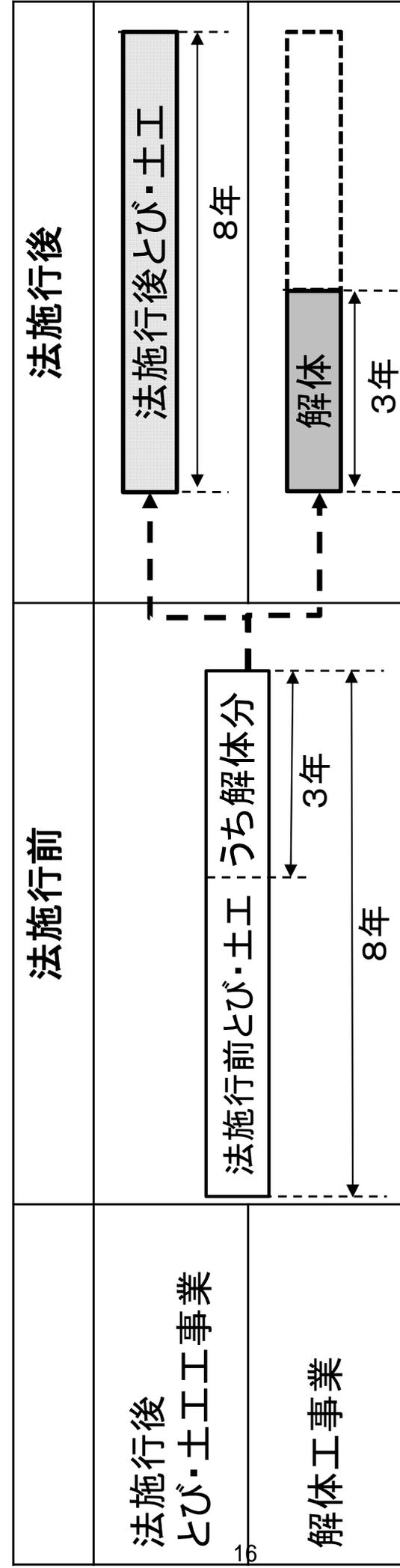
解体工事業

とび・土工工事業の許可業者  
に対する経過措置(再掲)

とび・土工工事業の技術者  
に対する経過措置

- ◆ **新とび・土工**工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の全ての**実務経験年数**とする。
- ◆ **解体工事**の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数※とする。

法施行前、法施行後の実務経験の算出例



※解体工事の実務経験年数の算出については、請負契約書で工期を確認し、解体工事の実務経験年数とする。その際、1つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請け負っているものについては、当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とする。

(注意) 実務経験のみで技術者となる場合は、技術者要件を満たす実務経験年数が必要。

### 登録解体工事講習の内容

科目	内容
解体工事の関係法令に関する科目	廃棄物処理法、建設リサイクル法、その他関係法令に関する事項
解体工事の工法に関する科目	木造、鉄筋コンクリート造その他の構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項
解体工事の実務に関する科目	解体工事の作業の特性等の実務に関する事項
合計時間	3.5時間以上

### 登録解体工事講習修了証の様式

登録解体工事講習修了証	
氏名	(修了証番号 第 号)
(生年月日 年 月 日)	
<p>この者は、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第 号）附則第二条第一項又は附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号又は第二号の登録を受けた講習を終了した者であることを証します。</p>	
修了年月日	年 月 日
登録講習実施機関代表者 印	
(登録番号 第 号)	

※平成28年6月1日より登録講習申請開始、登録後順次、官報公告を行う。

### 3. 技術検定の受検資格緩和について (施行:平成28年4月1日)

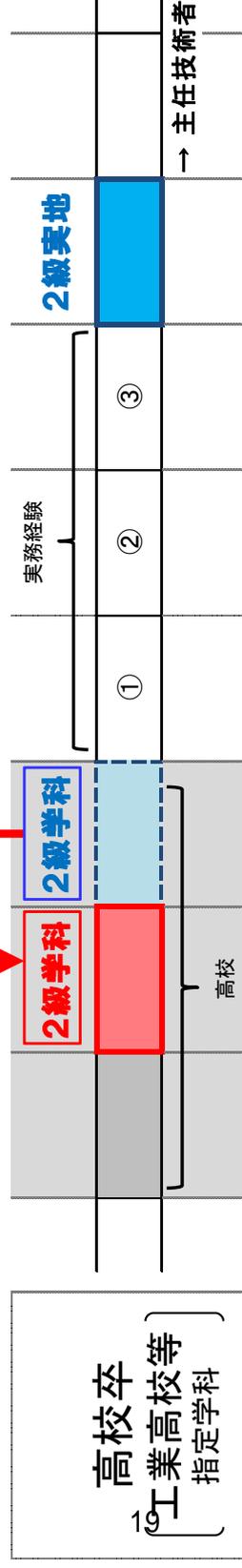
---

# 2級技術検定(施工管理技術士試験)学科試験の早期受験

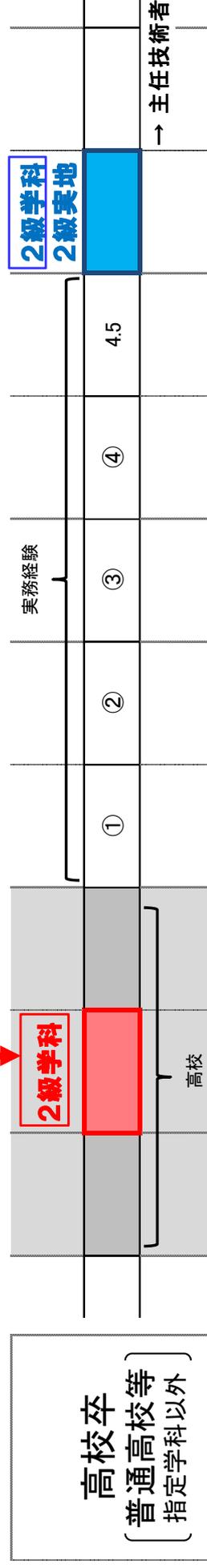
○全ての受検者に対し2級学科試験の受験に実務経験を不要とし、早期受験が可能

15才 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

1年前倒し



7年前倒し

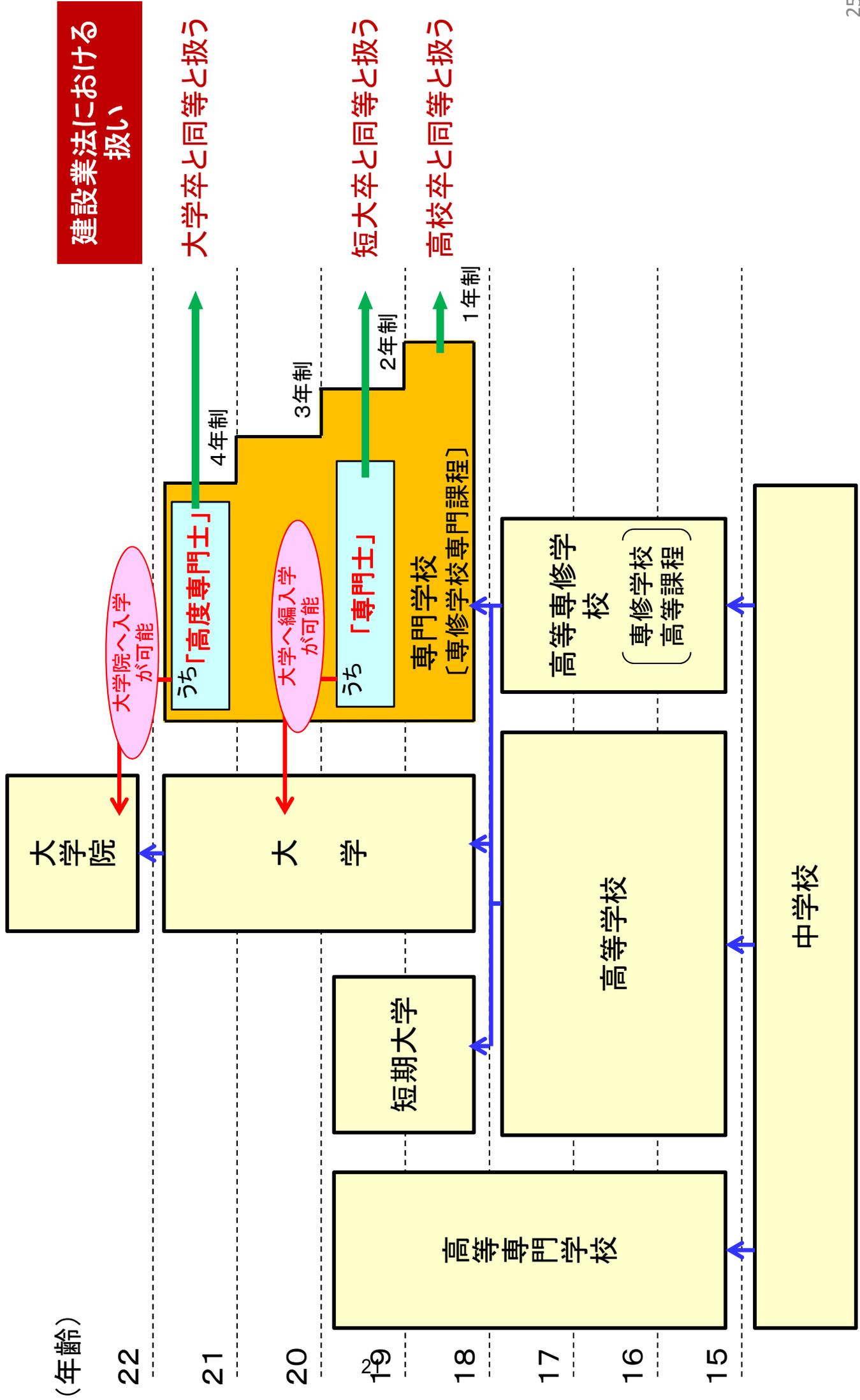


## 4. 専門学校の取扱い (施行:平成28年4月1日)

---



# 専門学校の取扱い(主任技術者の資格要件、受検資格)



建設業法における  
扱い

## 5. 資格者証と講習修了証の統合について (施行:平成28年6月1日)

---

# 監理技術者資格者証と監理技術者講習

- 元請業者が工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者が「**監理技術者資格者証**」の交付を受けており、かつ**監理技術者講習**を受けている者の中から選任しなければならない。(建設業法第26条第4項)
- 選任された監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に  
行われた講習を受講していなければならない。

現行の監理技術者資格者証(左)と監理技術者講習修了証(右)

氏名	住所	年	月	日	生	本	籍			
写真		初回交付	年	月	日	交付	年	月	日	号
監理技術者資格者証		平成		年	月	日	まで有効	印		
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者		許可番号								
所属建設業者 有する資格										
建設業の種類	土木大左と石屋重幸少講監組しゆ屋ガ急防内職他通園井且水消清基 有・無									

(表面)  
(裏面)

監理技術者講習修了証		修了証番号	第	号	
写真		本籍 氏名			
この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した旨であることを証します。		修了年月日	年	月	日
登録講習実施機関代表者		印			
(登録番号 第		号)			

(裏面)

備考	

## 統合

改善後の監理技術者資格者証

氏名	住所	年	月	日	生	本	籍			
写真		初回交付	年	月	日	交付	年	月	日	号
監理技術者資格者証		平成		年	月	日	まで有効	印		
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者		許可番号								
所属建設業者 有する資格										
建設業の種類	土木大左と石屋重幸少講監組しゆ屋ガ急防内職他通園井且水消清基 有・無									

(表面)  
(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了証番号・第	号	修了年月日:
	氏名:	生年月日:	
	講習実施機関名:		
			印
資格者証備考			

※講習修了者がラベルを貼る又はCEで修了情報を確認出来た場合は印字

## 各種様式の改正について

様式	変更点
様式第一号 【建設業許可申請書】	項番04に「解」欄が追加
	項番14下に「経營業務の管理責任者の氏名」欄が追加
別紙一 【役員等の一覧表】	「経營業務の管理責任者」欄の削除
	下部記載要領3の削除
別紙二(1) 【営業所一覧表(新規許可等)】	項番83、88に「解」欄が追加
様式第八号 【専任技術者証明書】	項番64に「解」欄が追加
様式第十一号の二 【国家資格者等・監理技術者一覧表】	項番74に「解」欄が追加
様式第十二号 【許可申請者の住所、生年月日等に関する調書】	記載要領4が追加
様式第十三号 【建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書】	「現所」が「住所」に変更
様式第二十号の三 【健康保険等の加入状況】	変更届出の対象となったことによる記載欄の追加 ※記載事項に変更を生じたときは毎事業年度経過後4月以内に提出 ※当該変更届出に伴う変更届出書(様式第二十二号の二)の提出は不要
様式第二十二号の二 【変更届出書(第二面)】	項番83、88に「解」欄が追加
様式第二十二号の三 【届出書】	下部(5)中の「第11号」を「第13号」に変更
様式第二十二号の四 【廃業届】	項番56、57に「解」欄が追加

### 建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

平成 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者 \_\_\_\_\_ 印

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	3	11 13 15
申請の区分	3	国土交通大臣 許可 ( 般 - ) 第 5 10 号	平成 年 月 日
申請年月日	3	( 1. 新規 4. 業種追加 7. 一般・特新規+更新 2. 許可換え新規 5. 更新 8. 業種追加+更新 3. 一般・特新規 6. 一般・特新規+業種追加 9. 一般・特新規+業種追加+更新 )	許可の有効 期間の調整 4 ( 1. する 2. しない )
	3	平成 年 月 日	

許可を受けようとする建設業 0 4 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 ( 1. 一般 )

申請時において既に許可を受けている建設業 0 5 3 5 10 15 20 25 30 ( 2. 特定 )

商号又は名称のフリガナ 0 6 23 25 30 35 40

商号又は名称 0 7 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

代表者又は個人の氏名のフリガナ 0 8 3 5 10 15 20

代表者又は個人の氏名 0 9 支配人の氏名 \_\_\_\_\_

主たる営業所の所在地市区町村 1 0 3 5 都道府県名 \_\_\_\_\_ 市区町村名 \_\_\_\_\_

主たる営業所の所在地 1 1 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

郵便番号 1 2 3 5 6 10 15 20 電話番号 \_\_\_\_\_

ファックス番号 \_\_\_\_\_

資本金額又は出資総額 1 3 3 5 10 (千円) 法人又は個人の別 12 ( 1. 法人 ) ( 2. 個人 )

兼業の有無 1 4 3 ( 1. 有 ) ( 2. 無 ) 建設業以外に行っている営業の種類 \_\_\_\_\_

経営業務の管理責任者の氏名 \_\_\_\_\_

許可換えの区分 1 5 3 ( 1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可 )

大臣知事コード

旧許可番号 1 6 3 国土交通大臣 許可 ( 般 - ) 第 5 10 号 平成 年 月 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先 \_\_\_\_\_

所属等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ファックス番号 \_\_\_\_\_



営業所一覧表(新規許可等)

行政庁側記入欄

区 分 項番 3  
 8 1 1

大臣コード  
 知事

許可番号 項番 3  
 8 2

国土交通大臣 許可(一般- ) 第 5 10 号  
 知事 特

許可年月日  
 平成 11 年 13 月 15 日

(主たる営業所)

主たる営業所の名称 フリガナ \_\_\_\_\_

営業しようとする建設業 項番 3  
 8 3

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解  
 3 5 10 15 20 25 30

変更前

( 1. 一般 )  
 ( 2. 特定 )

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 フリガナ \_\_\_\_\_

8 4

3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

従たる営業所の所在地市区町村コード 項番 3 5  
 8 5

都道府県名 \_\_\_\_\_ 市区町村名 \_\_\_\_\_

従たる営業所の所在地 項番 3 5  
 8 6

23 25 30 35 40

郵便番号 項番 3 5 6  
 8 7

電話番号 10 15 20

営業しようとする建設業 項番 3 5 10 15 20 25 30  
 8 8

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解  
 3 5 10 15 20 25 30

変更前

( 1. 一般 )  
 ( 2. 特定 )

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 フリガナ \_\_\_\_\_

8 4

3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

従たる営業所の所在地市区町村コード 項番 3 5  
 8 5

都道府県名 \_\_\_\_\_ 市区町村名 \_\_\_\_\_

従たる営業所の所在地 項番 3 5  
 8 6

23 25 30 35 40

郵便番号 項番 3 5 6  
 8 7

電話番号 10 15 20

営業しようとする建設業 項番 3 5 10 15 20 25 30  
 8 8

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解  
 3 5 10 15 20 25 30

変更前

( 1. 一般 )  
 ( 2. 特定 )

専任技術者証明書 (新規・変更)

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

平成 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者  
届出者 \_\_\_\_\_ 印

区 分 項番  ( 1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更 )

大臣コード \_\_\_\_\_

許可番号  国土交通大臣 許可 ( 一般  ) 第  号 許可年月日 平成  年  月  日

記

氏名 項番  フリガナ \_\_\_\_\_ 元号 [平成H、昭和S、大正T、明治M] 生年月日  年  月  日

今後担当する建設工事の種類    
現在担当している建設工事の種類 \_\_\_\_\_

有資格区分

変更、追加又は削除の年月日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 営業所の名称 (旧所属) \_\_\_\_\_

専任技術者の住所 \_\_\_\_\_ 営業所の名称 (新所属) \_\_\_\_\_

氏名 項番  フリガナ \_\_\_\_\_ 元号 [平成H、昭和S、大正T、明治M] 生年月日  年  月  日

今後担当する建設工事の種類    
現在担当している建設工事の種類 \_\_\_\_\_

有資格区分

変更、追加又は削除の年月日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 営業所の名称 (旧所属) \_\_\_\_\_

専任技術者の住所 \_\_\_\_\_ 営業所の名称 (新所属) \_\_\_\_\_

氏名 項番  フリガナ \_\_\_\_\_ 元号 [平成H、昭和S、大正T、明治M] 生年月日  年  月  日

今後担当する建設工事の種類    
現在担当している建設工事の種類 \_\_\_\_\_

有資格区分

変更、追加又は削除の年月日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 営業所の名称 (旧所属) \_\_\_\_\_

専任技術者の住所 \_\_\_\_\_ 営業所の名称 (新所属) \_\_\_\_\_



許可申請者  $\left( \begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$  の住所、生年月日等に関する調書

住	所			
氏	名		生 年 月 日	年 月 日生
役	名 等			
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
罰				
上記のとおり相違ありません。				
		平成 年 月 日	氏 名	印

記載要領

- 1 「  $\left( \begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$  」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住	所				
氏	名		生 年 月 日		年 月 日生
営 業 所	名				
職	名				
賞    罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容			
上記のとおり相違ありません。					
		平成	年	月	日
				氏 名	印

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

平成 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者  
届出者 \_\_\_\_\_ 印

許可番号 国土交通大臣 許可 ( 般 特 ) 第 \_\_\_\_\_ 号 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

許可年月日

(営業所毎の保険加入の有無)

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	( 人 )				健康保険	
	( 人 )				厚生年金保険	
	( 人 )				雇用保険	
	( 人 )				健康保険	
	( 人 )				厚生年金保険	
	( 人 )				雇用保険	
	( 人 )				健康保険	
	( 人 )				厚生年金保険	
	( 人 )				雇用保険	
合計	( 人 )					



届 出 書

下記のとおりに、

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
- (2) 経營業務の管理責任者を削除した
- (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
- (4) 専任の技術者を削除した
- (5) 欠格要件に該当するに至った

ので届出をします。

平成 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

届 出 者 \_\_\_\_\_ 印

項番 大臣コード  
知事

許 可 番 号 [5][1][ ][ ] 国土交通大臣 許可 ( 般特-[ ][ ] ) 第 [ ][ ][ ][ ][ ][ ] 号 許可年月日 平成 [ ][ ] 年 [ ][ ] 月 [ ][ ] 日

記

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者〕を満たさなくなった場合
- (2) 経營業務の管理責任者を削除した場合

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 [5][2][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ] 生年月日 [ ][ ] 年 [ ][ ] 月 [ ][ ] 日

- (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
- (4) 専任の技術者を削除した場合

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 [5][3][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ] 生年月日 [ ][ ] 年 [ ][ ] 月 [ ][ ] 日

営業所の名称 \_\_\_\_\_ 建設工事の種類 \_\_\_\_\_

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 [5][3][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ] 生年月日 [ ][ ] 年 [ ][ ] 月 [ ][ ] 日

営業所の名称 \_\_\_\_\_ 建設工事の種類 \_\_\_\_\_

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 [5][3][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ] 生年月日 [ ][ ] 年 [ ][ ] 月 [ ][ ] 日

営業所の名称 \_\_\_\_\_ 建設工事の種類 \_\_\_\_\_

- (5) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

[ \_\_\_\_\_ ]



別表(二) 有資格コード一覧(一般建設業) 1/2

「1」…法第7条第2号イ該当(指定学科卒業後、一定期間以上の実務経験)

「4」…法第7条第2号ロ該当(10年以上の実務経験)

「7」…法第7条第2号ハ該当(国家資格取得者等)

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
01	法第7条第2号 イ 該当(指定学科卒業+実務経験)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
0A	法第7条第2号 イ 該当(指定学科卒業+実務経験)(事務管理用)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
02	法第7条第2号 ロ 該当(10年の実務経験)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
0B	法第7条第2号 ロ 該当(10年の実務経験)(事務管理用)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
11	1級建設機械施工技士	7			7							7																			
1A	1級建設機械施工技士(附則第4条該当)	7			7							7																	7		
12	2級建設機械施工技士(第1種~第6種)	7			7							7																			
1B	2級建設機械施工技士(第1種~第6種)(附則第4条該当)	7			7							7																	7		
13	1級土木施工管理技士	7			7	7					7	7	7			7										7			7		
1C	1級土木施工管理技士(附則第4条該当)	7			7	7					7	7	7			7										7			7		
14	2級土木施工管理技士	種別	土木(附則第4条該当)	7			7	7				7	7	7												7			7		
1D			鋼構造物塗装	7			7	7					7	7	7												7			7	
1E			薬液注入(附則第4条該当)	7			7																							7	
20	1級建築施工管理技士		7	7	7	7	7				7	7	7			7	7	7	7	7				7					7		
2A	1級建築施工管理技士(附則第4条該当)		7	7	7	7	7				7	7	7			7	7	7	7	7				7					7		
21	2級建築施工管理技士	種別	建築	7																									7		
22			躯体(附則第4条該当)	7			7	7				7	7	7																7	
2B			仕上げ	7			7	7					7	7	7															7	
23			7	7		7	7								7	7	7	7	7				7								
27	1級電気工事施工管理技士															7															
28	2級電気工事施工管理技士															7															
29	1級管工事施工管理技士															7															
30	2級管工事施工管理技士															7															
33	1級造園施工管理技士																												7		
34	2級造園施工管理技士																												7		
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
37	1級建築士		7									7	7							7											
38	2級建築士		7									7								7											
39	木造建築士		7																												
41	建設・総合技術監理(建設)		7													7	7												7		
4A	建設・総合技術監理(建設)(附則第4条該当)		7													7	7												7		
42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)		7													7	7												7		
4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)(附則第4条該当)		7													7	7												7		
43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)		7																												
4C	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)(附則第4条該当)		7																												
44	電気電子・総合技術監理(電気電子)															7													7		
45	機械・総合技術監理(機械)																												7		
46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)															7													7		
47	上下水道・総合技術監理(上下水道)															7													7		
48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)															7													7		
49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)		7																												
4D	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)(附則第4条該当)		7																												
50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																												7		
51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)		7																										7		
5A	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)(附則第4条該当)		7																										7		
52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)																														
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)																														
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)																														
55	第1種電気工事士																														
56	第2種電気工事士																														
58	電気主任技術者(第1種~第3種)																														
59	電気通信主任技術者																														
65	給水装置工事主任技術者																														
68	甲種消防設備士																												7		
69	乙種消防設備士																												7		
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解



別表(三) 有資格コード一覧(特定建設業) 1/2

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当(指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験)
- 「3」…法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当(10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験)
- 「6」…法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当(一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験)
- 「9」…法第15条第2号イ該当(国家資格取得者等)

特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																															
		土	建	大	左	七	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	鉄	シ	板	力	塗	防	内	機	絶	通	電	井	具	水	消	清	解			
01	法第7条第2号 イ 該当		2	2	2	2	2			2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
0A	法第7条第2号 イ 該当(事務管理用)		2	2	2	2	2			2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
02	法第7条第2号 ロ 該当		5	5	5	5	5			5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5				
0B	法第7条第2号 ロ 該当(事務管理用)		5	5	5	5	5			5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5				
03	法第15条第2号 ハ 該当(同号イと同等以上)	3	3							3	3		3	3										3									
04	法第15条第2号 ハ 該当(同号ロと同等以上)		6	6	6	6	6			6	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6				
11	1級建設機械施工技士	9											9																				
1A	1級建設機械施工技士(附則第4条該当)	9											9															9					
12	2級建設機械施工技士(第1種~第6種)						8																										
1B	2級建設機械施工技士(第1種~第6種)(附則第4条該当)						8																					8					
13	1級土木施工管理技士	9					9	9			9	9	9				9										9	9					
1C	1級土木施工管理技士(附則第4条該当)	9					9	9			9	9	9				9										9	9					
14	2級土木施工管理技士	種別	土	木																							8	8					
1D			土木(附則第4条該当)																									8	8				
1E			鋼構造物塗装																										8	8			
15	2級土木施工管理技士	種別	鋼構造物塗装																														
16			薬液注入																														
1E	2級土木施工管理技士	種別	薬液注入(附則第4条該当)																									8	8				
20	1級建築施工管理技士																																
2A	1級建築施工管理技士(附則第4条該当)																																
21	2級建築施工管理技士	種別	建	築																													
22			躯体																														
2B			躯体(附則第4条該当)																														
23	2級建築施工管理技士	種別	仕上げ																														
27	1級電気工事施工管理技士																																
28	2級電気工事施工管理技士																																
29	1級管工事施工管理技士																																
30	2級管工事施工管理技士																																
33	1級造園施工管理技士																																
34	2級造園施工管理技士																																
				土 建 大 左 七 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 鉄 シ 板 力 塗 防 内 機 絶 通 電 井 具 水 消 清 解																													
建築士法				37	1級建築士	9	9																										
				38	2級建築士		8																										
				39	木造建築士		8																										
技術士法				41	建設・総合技術監理(建設)	9																											
				4A	建設・総合技術監理(建設)(附則第4条該当)	9																											
				42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	9																											
				4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)(附則第4条該当)	9																											
				43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	9																											
				4C	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)(附則第4条該当)	9																											
				44	電気電子・総合技術監理(電気電子)																												
				45	機械・総合技術監理(機械)																												
				46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)																												
				47	上下水道・総合技術監理(上下水道)																												
				48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)																												
				49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	9																											
				4D	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)(附則第4条該当)	9																											
				50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																												
				51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	9																											
				5A	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)(附則第4条該当)	9																											
				52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)																												
				53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)																												
				54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)																												
電気工事士法				55	第1種電気工事士																												
				56	第2種電気工事士 [3年]																												
電気事業法				58	電気主任技術者(第1種~第3種) [5年]																												
電気通信事業法				59	電気通信主任技術者 [5年]																												
水道法				65	給水装置工事主任技術者 [1年]																												
消防法				68	甲種消防設備士																												
				69	乙種消防設備士																												
						土 建 大 左 七 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 鉄 シ 板 力 塗 防 内 機 絶 通 電 井 具 水 消 清 解																											

別表(三) 有資格コード一覧(特定建設業) 2/2

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	カ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
71	建築大工			8																										
64	型枠施工			8	8																									
6B	型枠施工(附則第4条該当)			8	8																									8
72	左官			8																										
57	とび・とび工			8																										8
5B	とび・とび工(附則第4条該当)			8																										8
73	コンクリート圧送施工			8																										8
7A	コンクリート圧送施工(附則第4条該当)			8																										8
66	ウェルポイント施工			8																										8
6C	ウェルポイント施工(附則第4条該当)			8																										8
74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管																													
75	給排水衛生設備配管																													
76	配管(注1)・配管工																													
70	建築板金「ダクト板金作業」					8									8															
77	タイル張り・タイル張り工									8																				
78	築炉・築炉工・れんが積み									8																				
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					8				8																				
80	石工・石材施工・石積み					8																								
81	鉄工(注2)・製罐 <small>せいかん</small>																													
82	鉄筋組立て・鉄筋施工(注3)										8																			
83	工場板金															8														
84	板金・建築板金・板金工(注4)					8									8															
85	板金・板金工・打出し板金														8															
86	かわらぶき・スレート施工					8																								
87	ガラス施工														8															
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																8													
89	建築塗装・建築塗装工															8														
90	金属塗装・金属塗装工															8														
91	噴霧塗装															8														
67	路面標示施工															8														
92	畳製作・畳工																			8										
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			8										
94	熱絶縁施工																				8									
95	建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工																										8			
96	造園																													
97	防水施工																8													
98	さく井																												8	
61	地すべり防止工事					8																					8			
6A	地すべり防止工事(附則第4条該当)					8																							8	
62	建築設備士																													
63	計装																													
60	解体工事																													8
99	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記コード11~98に該当するものを除く)及び第3号該当			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9A	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記コード11~98に該当するものを除く)及び第3号該当(事務管理用)			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号(実務経験証明書)が必要となります。

- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号、以下「昭和48年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工業業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注5) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建具製作業」とするものに限られます。

# 経営事項審査制度の改正等について

## I. 「解体工事業」追加に係る経営事項審査制度の改正と経過措置について

### 1. 業種区分「解体工事」の新設に伴い、解体工事業に係る経営事項審査が新設されます。

これまでの「とび・土工工事業」（「旧とび・土工工事業」）が

① 「とび・土工工事業」（「新とび・土工工事業」）

② 「解体工事業」

に分離されます。

また、経過措置期間中においては

③ 「とび・土工工事・解体工事（経過措置）」が設定されます。

経営事項審査に係る経過措置は別紙のとおりです。

### 2. 技術職員名簿の「有資格区分コード」が変更となります。

（経営事項審査の手引き（以下「手引き」という。）P42～45）

施行の際、現にとび・土工工事業に関し学卒及び経験年数で規定される者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者については、平成33年3月31日までの間に限って国土交通大臣が認定する者とみなされます。（附則第4条）

（例）別表四 「有資格区分コード」

1 1 3 : 1級土木施工管理技士

→ 1 1 C : 1級土木施工管理技士（附則第4条該当）

2 2 2 : 2級建築施工管理技士（躯体）

→ 2 2 B : 2級建築施工管理技士（躯体）（附則第4条該当）

※附則第4条に該当する技術者（改正規則施行時に旧とび・土工・コンクリートの資格を持ち、解体工事の技術者とみなされる者）の該当コードは末尾の数字がアルファベットに置き換えて使用し、経過措置期間中に解体工事業の資格を取得した者については、末尾が数字のコードを使用できます。

しかし、経過措置期間を過ぎても解体工事業の資格を取得しなかった者は、解体工事業の資格がなくなります。

また、これは経過措置のため解体の許可を有さない限りは解体についての経審の申請はできません。「旧とび・土工工事業許可」「解体工事業未許可」の場合は解体の完成工事高については、その他工事に計上し、技術職員名簿で「29」「060」のコードを使用することはできません。



# 経営事項審査について

- 業種区分「解体工事」の新設に伴い、解体工事業に係る経営事項審査を新設。
- 法施行後3年間（平成28年6月1日～平成31年5月31日まで）に限り、経営事項審査についても経過措置を規定。

### 「解体工事業」に係る経営事項審査の欄を新設

◆ 経営事項審査において、許可業種ごとに異なる数値を記載するのは以下の赤字の審査項目 ◆

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25 \times \text{完成工事高} + 0.15 \times \text{自己資本比率等} + 0.20 \times \text{経営状況} + 0.25 \times \text{技術力} + 0.15 \times \text{その他審査項目 (社会性等)}$$

43 解体工事の経営審査では

① **解体工事の完成工事高** について申請

② **解体工事の元請完成工事高** について申請  
③ **解体工事の技術職員数**

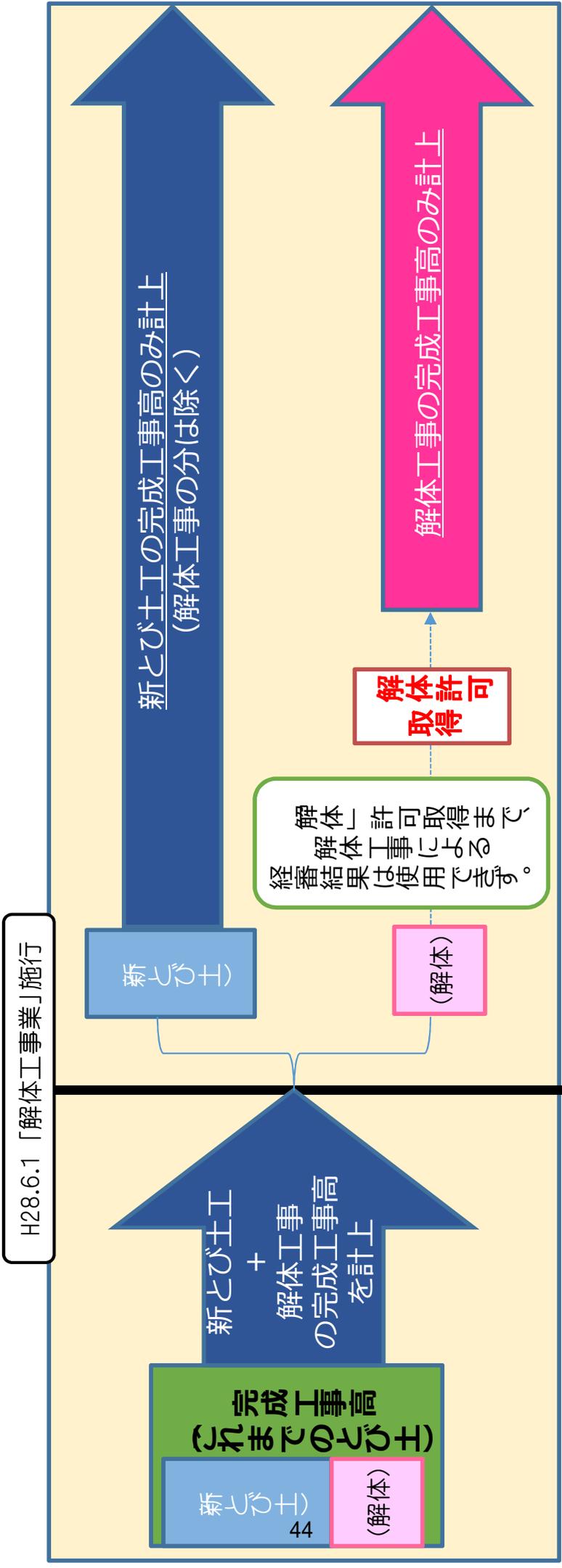
### 経営事項審査の経過措置（平成28年6月から3年間に限る）

- 改正法施行後の許可区分における「とび・土工事業」・「解体工事業」の総合評定値に加え、「改正法施行以前の許可区分によるとび・土工事業」の総合評定値も算出し、通知を行う
- 「とび・土工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請しても1の業種とみなす（通常、技術職員1人につき申請できる建設業の種類は2であるところ、当該ケースに限り3となることを認める）

**経過措置期間中に限り、とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）を使用し、これまでの「とび・土工・コンクリート」と変わらない経審結果を算出可能とする**

# 解体業追加による経営事項審査の変化

◆ 法施行後、これまでのとび・土工事業の完成工事高は、解体工事を除くとび・土工事業（新とび・土工事業）と解体工事業に分けて計上する必要があるため、とび・土工事業の経審結果（P値）に変動が生じる可能性がある。



想定される主な変化

【完成工事高について】

これまで、「とび・土工・コンクリート」に含まれていた「解体」の完成工事高を分離  
⇒ 「とび土工・土工・コンクリート」の完成工事高が減少

【技術職員数について】

技術職員として申請できるのは1名につき2業種までであることから、「とび・土工事業」の技術職員としてカウントしていた職員の一部を「解体工事業」の技術職員として置き換え。  
⇒ 「とび土工・土工・コンクリート」の技術職員数が減少



# 法施行後の経営事項審査結果通知書(現行～経過措置～完全施行)

◆ 法施行後、「解体」及び「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄が追加され、完全施行後に「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」が削除される。

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高			元請完成工事高及び技術職員数			評点(Z)
			年平均	評点(X1)	年平均	技術(講習受講)		職数	技術職員数	その他	
						一級	二級				
土	木	式									
	プレストレストコンクリート	構造物									
	とび・土工・コンクリート	理									
	法	面									
	掃	施									
その他	計										

解体工事を含む「とび・土工・コンクリート」

H28.6.1

経過措置期間

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高			元請完成工事高及び技術職員数			評点(Z)
			年平均	評点(X1)	年平均	技術(講習受講)		職数	技術職員数	その他	
						一級	二級				
土	木	式									
	プレストレストコンクリート	構造物									
	とび・土工・コンクリート	理									
	法	面									
	掃	施									
とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)	体										
その他	計										

解体工事を除いた「とび・土工・コンクリート」

「解体」及び「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄が追加される

H31.6.1

完全施行

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高			元請完成工事高及び技術職員数			評点(Z)
			年平均	評点(X1)	年平均	技術(講習受講)		職数	技術職員数	その他	
						一級	二級				
土	木	式									
	プレストレストコンクリート	構造物									
	とび・土工・コンクリート	理									
	法	面									
	掃	施									
とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)	体										
その他	計										

解体工事を除いた「とび・土工・コンクリート」

「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄が削除される

# 解体工事業追加に伴う完成工事高の切り分けについて

法施行(H28.6)

H28.3

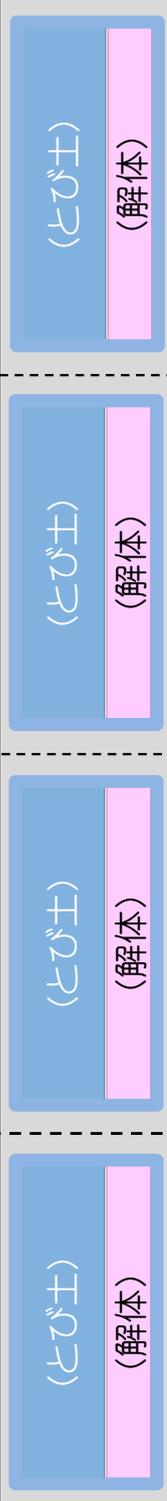
H27.3

H26.3

H25.3

H24.3

(例) A社のとび土  
完工高の構成



## 現行

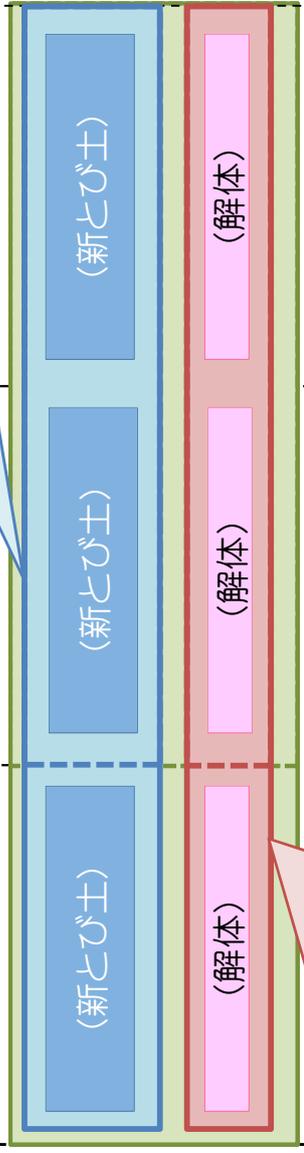
(例: 審査基準日H27.3.31)

**(旧)とび・土工・コンクリート工事**  
直前2年又は3年の年間平均完成工事高

**(新)とび・土工・コンクリート工事のみ切り出し**  
直前2年又は3年の、とび土工事を切り出した年間平均完成工事高

## 法施行後

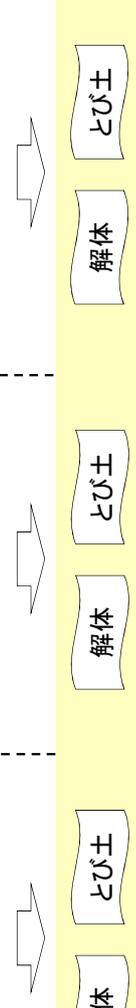
(例: 審査基準日H28.3.31)



**解体工事のみ切り出し**  
直前2年又は3年の、解体工事を切り出した年間平均完成工事高

**とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)**  
直前2年又は3年の年間平均完成工事高  
(旧とび・土工・コンクリートと同じ完成工事高)

## 工事経歴書[解体・とび土を切り出して提出]



通常は決算変更届に添付するが、法施行後に解体又はとび土の経審取得にあたっては、当面申請時に直前2年または3年分のとび・土工・コンクリート工事業、解体工事業の工事経歴書(切り分けを行ったもの)を再度提出する

# 経営事項審査結果通知書(経過措置期間中の完成工事高)

- ◆ 法施行後は、「とび・土工・コンクリート」の欄には、解体工事を除くとび・土工事業の完成工事高を、「解体」の欄には解体工事の完成工事高を記入。
- ◆ 「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄には、「とび・土工・コンクリート」と「解体」の完工高を合算した値を記入。

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高 年平均	元請完成工事高及び技術員数				評点(Z)	
			年平均	評点(X1)		技術(講習受講)	職 員	技 術 員 数	その他		
	土木一式	100,000			00						
	プレストレストコンクリート構造物										
	とび・土工・コンクリート		100,000								
	法面処理										
	掃 施 設										
	とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)		30,000								
	その他		130,000								
	合 計		230,000								

① 100,000 (とび・土工・コンクリート)

② 30,000 (とび・土工・コンクリート・解体)

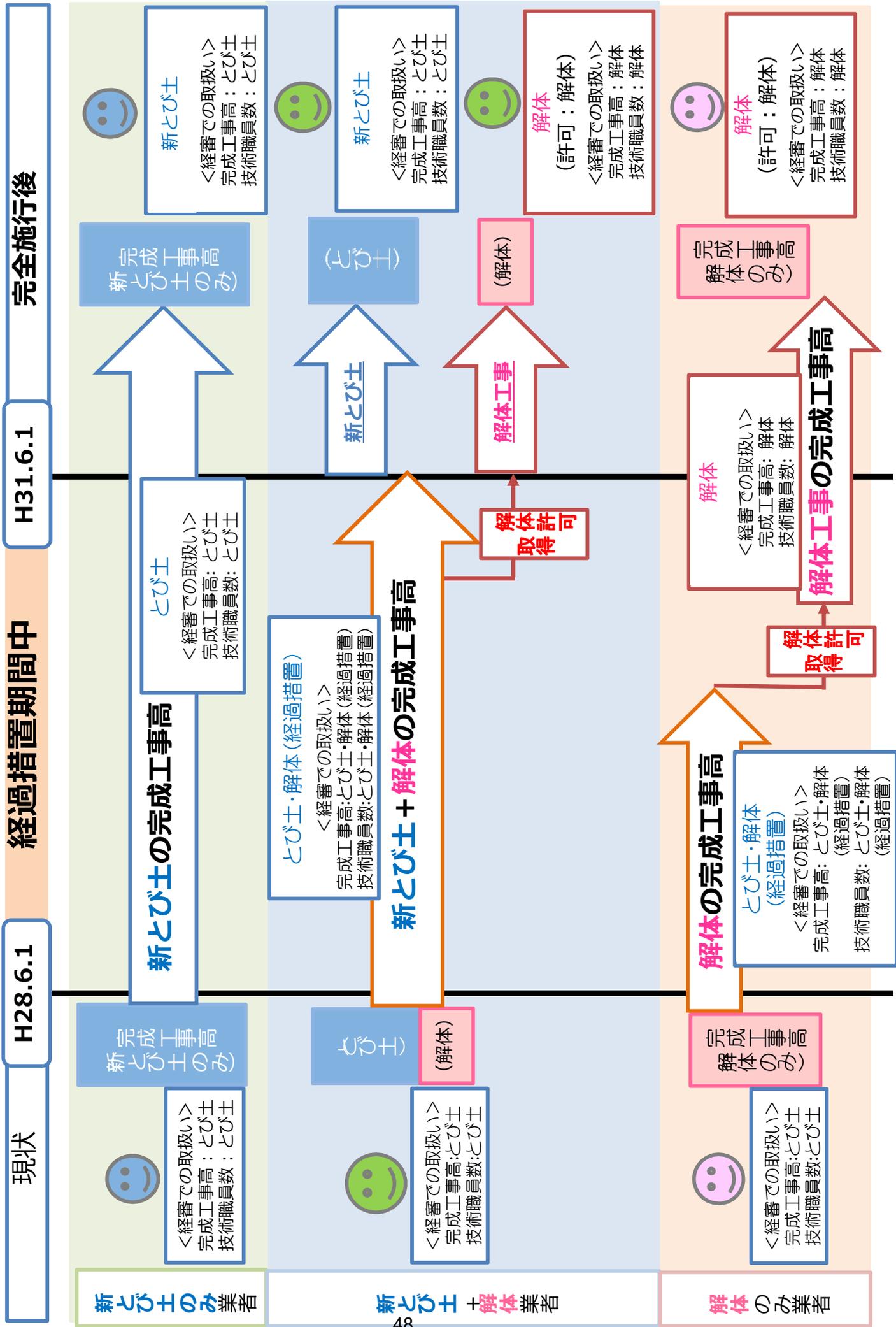
③ 130,000 (とび・土工・コンクリート・解体)

「とび・土工・コンクリート」と「解体」を合計した完成工事高

解体工事を除いた「とび・土工・コンクリート」

- ✓ 法施行前にとび・土工事業で請け負った完成工事高については、法施行後の新とび・土工事業又は解体工事のいずれかに分類し、それぞれ「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の欄に記入。
- ✓ 「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の完成工事高は、旧とび・土工事業の完成工事高と同じとなる(完成工事高: ③ = ① + ②)。

# 経営事項審査の取扱いについて(算出される経審点数の例)



# 経営事項審査結果通知書(経過措置期間中の技術職員数) ①

- ◆ 現行は、1人の技術職員に対し、2業種まで申請することができる。
- ◆ 経過措置期間中(平成28年6月1日～平成31年5月31日まで)に限り、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の2つを選んだ場合のみ、その他1業種を追加で申請することができる。

## 現行

区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数			評点 (Z)
			年平均	評点 (X1)	年平均	評点 (X1)	技術 (講習受講)	職員 数	技術 職員 数	
	土木一式				一級	1	基幹	二級	その他	
	プレストレストコンクリート構造物									
	とび・土工・コンクリート					1				
	法面処理									
	・									
	・									
	・									

**【現行】**  
1人の技術職員に対し、  
2業種まで申請可能

## 経過措置期間中(平成28年6月1日～平成31年5月31日まで)

許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数			評点 (Z)
			年平均	評点 (X1)	年平均	評点 (X1)	技術 (講習受講)	職員 数	技術 職員 数	
	土木一式				一級	1	基幹	二級	その他	
	プレストレストコンクリート構造物									
	とび・土工・コンクリート									
	法面処理									
	・									
	・									
	・									
	清掃施設					1				
	解体					1				
	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)									

**【経過措置】**  
「とび・土工・コンクリート」及  
び「解体」の2業種を選択  
した場合に限り、その他1  
業種を追加で申請可能。

**【経過措置】**  
「とび・土工・コンクリート」又は  
「解体」を比較し、点数の高  
い方が自動的に反映される

# 経営事項審査結果通知書(経過措置期間中の技術職員数) ②

## 1人の技術職員に対して3業種申請できない例

- ✓ 下記の場合、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」を選択していないため、3業種に申請することはできない。

※3業種申請できるのは、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の両方を申請した場合のみ

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高			技術職員数			評点(Z)	
			年平均	評点(X1)	元請完成工事高年平均	一級	二級	その他	一級(講習受講)	基幹		二級
	土木一式						1					
	プレストレストコンクリート構造物											
	とび・土工・コンクリート						1					
	法面処理											
	舗装											
	清掃施設											
	とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)											

「とび・土工・コンクリート」には申請しているが、「解体」には申請していない。



「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の2業種を選択していないため、3業種申請できない。

### ◆5点の資格については、監理技術者資格者証の交付を受けた場合6点となる。

資格区分		土	建	...	と	...	解
建設業法	技術検定	5			5		5
	1級建設機械施工技士				2		2
	2級建設機械施工技士 (第1種~第6種)	5			5		5
	1級土木施工管理技士				2		2
	2級土木施工管理技士				2		2
	1級建築施工管理技士		5		5		5
民間資格	2級建築施工管理技士		2		2		2
	地すべり防止工事 (実務1年)				1		1
技術士法	解体工事						2
	建設・総合技術監理 (建設)	5			5		5
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造及びコンクリート」)	5			5		5
	農業「農業土木」・総合技術監理 (農業「農業土木」)	5			5		5
	水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」)	5			5		5
	森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」)	5			5		5
	とび・とび工 (1級)				2		2
	とび・とび工 (2級+実務3年)				1		1
	型枠施工 (1級)				2		2
	型枠施工 (2級+実務3年)				1		1
職業能力促進法	コンクリート圧送施工 (1級)				2		2
	コンクリート圧送施工 (2級+実務3年)				1		1
	ウエルポイント施工 (1級)				2		2
	ウエルポイント施工 (2級+実務3年)				1		1
実務経験	実務経験を有する者				1		1

※赤字の点数は、平成28年5月31日までにとび・土工事業の技術者要件を満たしている者に対する点数。技術者要件の経過措置期間(平成33年3月31日まで)に限り加点することができる。

# 経審結果・申請事務の変更点(②-2技術職員について)

- 【目的】
- ・ 解体業導入に伴う技術職員の振り分けにより、**経審点数数が低下することを避ける**
  - ・ 同時に完全施工後の**正常な経審点数を事前に把握する**

【対応】 **：経過措置期間中に限り、当該業種を「とび土・解体（経過措置）」技術職員にも計上し、一部ケースにおいては一人あたり登録数上限を3とする。**

**技術職員名簿(青字は経過措置後、計上できなくなるもの)**

技術職員名簿	と	と	解	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
A 1級土木施工管理技士 [ 監理技術者講習受講 ]	6	6	6	01	土木事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
B 1級土木施工管理技士	5	5	5	05	～	～	～	～	～
C 1級建設機械施工技士 [ 監理技術者講習受講 ]	6	6	6		土木事業	土木事業	土木事業	土木事業	土木事業
D 1級建設機械施工技士 (解体実務経験あり)	5	5	5	～	とび・土工事業	～	～	～	～
E 2級建設機械施工技士 (解体実務経験あり)	2	2	2	09	管工事業	19	内装仕上項事業	29	解体工事業
F とび技能士 (1級)	-	2	2	10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業	99	とび・土工事業 ・解体工事業 (経過措置)
G 2級土木施工 (薬液注入)	-	2	2						
H 解体工事施工技士	-	-	2						
I 旧「とび土」実務経験 (解体実務経験あり)	-	1	1						
J 旧「とび土」実務経験 (解体実務経験なし)	-	1	-						

**技術者コード05,29の経過措置欄反映に加え、経過措置期間限定コード99「とび・土工事業・解体工事業（経過措置）」を設定。**

- 経過措置期間中の経審申請においては、「解体工事」の技術職員資格であり、かつ「とび・土工・コンクリート工事」でも評価対象となりうる資格(上記のA,B,D,E,F,G,等)については、「**とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)**」にも重複計上される。

**【技術職員名簿への記載方法】**

(例)  
 土木・とび土・解体として評価される資格を保有する者 (B: 1級土木施工管理技士) について、想定される登録方法は以下の通り。

**【経過措置期間中】**

③の場合に限り、1名あたりの業種登録が3となることを認める

**技術者点数**

	土木	とび土	とび土・解体(経過措置)	解体
①	5	5	5	5
②	5		5	5
③	5	5	5	5
④		5	5	5

**【完全施行後】**

完全施工後に経営事項審査を取り直す場合、「99」のコードは使用できず、1名あたりの業種登録は通常通り2まで

**技術者点数**

	土木	とび土	とび土・解体(経過措置)	解体
①	5	5		
②	5			5
③		5		5
④		5		5

**登録方式**

	登録方式	コード	コード
①	「土木一式」とび土として登録。経過措置期間中は「とび土・解体(経過措置)」にも重複カウントされる。	01	05
②	「土木一式」「解体」として登録。経過措置期間中は「とび土・解体(経過措置)」にも重複カウントされる。	01	29
③	「土木一式」とび土「解体」として登録。経過措置期間中は「とび土・解体(経過措置)」にも重複カウントされる。	01	99
④	「とび土」「解体」として登録。経過措置期間中は「とび土・解体(経過措置)」にも重複カウントされる。	05	29

別表(四) 業種別技術職員コード表 1/3

コード	業種別	建設業の種類																																	
		土	pc	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
001	法第7条第2号 イ 該当(指定学科卒業+実務経験)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
002	法第7条第2号 ロ 該当(10年の実務経験)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
003	法第15条第2号 ハ 該当(同号イと同等以上)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
004	法第15条第2号 ハ 該当(同号ロと同等以上)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
111	1級建設機械施工技士	5	5				5	5								5																			
11A	1級建設機械施工技士(附則第4条該当)	5	5				5	5								5																		5	
212	2級建設機械施工技士(第1種~第6種)	2	2				2	2								2																			
21B	2級建設機械施工技士(第1種~第6種)(附則第4条該当)	2	2				2	2								2																			
113	1級土木施工管理技士	5	5				5	5	5				5	5	5	5	5		5											5				5	
11C	1級土木施工管理技士(附則第4条該当)	5	5				5	5	5				5	5	5	5	5		5										5					5	
214	2級土木施工管理技士	種別	土	木	2	2		2	2	2			2	2	2	2	2													2				2	
21D			土木(附則第4条該当)	2	2			2	2	2				2	2	2	2	2												2				2	
215			鋼構造物塗装																				2												
216			薬液注入					2	2																										
21E	薬液注入(附則第4条該当)					2	2																											2	
120	1級建築施工管理技士					5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
12A	1級建築施工管理技士(附則第4条該当)					5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
221	2級建築施工管理技士	種別	建	築	2																													2	
222			躯体	2	2	2						2	2	2	2	2	2	2																2	
22B			躯体(附則第4条該当)	2	2	2						2	2	2	2	2	2	2	2																2
223	仕上げ				2	2		2	2			2							2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
127	1級電気工事施工管理技士									5																									
228	2級電気工事施工管理技士									2																									
129	1級管工事施工管理技士										5																								
230	2級管工事施工管理技士										2																								
133	1級造園施工管理技士																														5				
234	2級造園施工管理技士																														2				





工事種別完成工事高の

「業種コード」

【050】旧とび土  
・解体以外のとび土

+

・解体

※解体も含めたとび土の完成工事高を旧とび土コード【050】へ計上する。

経過措置期間 (H28.6.1～H31.5.31)

【050】新とび土…①

・解体以外のとび土

【290】解体…②

・解体

【300】とび・土工・コンクリート工事・解体

工事(経過措置)

①+②

※(旧とび土と同内容)

【050】新とび土

・解体以外のとび土

【290】解体

・解体

※それぞれ該当のコードへ計上する。【300】経過措置コードは使用できない。

※旧とび土の完成工事高は、直前2年又は3年の「解体以外のとび土」と「解体」とに切り分けてください。

(1) 解体許可を取得前

解体コード【290】使用不可。

「解体以外のとび土」は【050】、「解体」は【その他】、経過措置コード【300】にも必ず計上してください。

(2) 解体許可を取得後

解体コード【290】が使用できます。

「解体以外のとび土」は【050】、「解体」は【290】、経過措置コード【300】にも必ず計上してください。

※「解体以外のとび土」と「解体」を切り分けしても、経過措置コード【300】で合算するため、**実質的に点数は下がりにません。**

技術職員名簿の  
「業種コード」

【05】旧とび士  
・解体以外のとび士  
+  
・解体

※一人の技術職員につき、技術職員として申請できる建設業の種類は2つ以内。

経過措置期間 (H28.6.1～H31.5.31)

【05】新とび士…①  
・解体以外のとび士

【29】解体…②  
・解体

【99】とび・土工事・解体工事 (経過措置)  
①+②  
※ (旧とび士と同内容)

※一人の技術職員につき、技術職員として申請できる建設業の種類は2つ以内。  
ただし、「新とび・土工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請しても1つの業種とみなします。(通常、技術職員1人について申請できる建設業の種類は2つであるところ、当該ケースに限り3つとなることを認めます。)

【05】新とび士  
・解体以外のとび士

【29】解体  
・解体

※一人の技術職員につき、技術職員として申請できる建設業の種類は2つ以内。【99】経過措置コードは使用できない。

## II. その他の変更点・留意点について

### 1. 技術職員名簿について（手引きP42～45）【20005帳票関係】

「有資格区分コード」説明はI. 4にて記載済みです。既に（公財）青森県建設技術センターの確認済みである技術職員名簿は、旧コードのままであっても平成28年6月以降の経審に使用できます。

平成28年6月以降に確認を受ける経過措置該当者については、末尾がアルファベットのコードを使用してください。

### 2. 建設機械の保有状況表の添付について（手引きP96）【項番56関係】

平成28年6月から建設機械に関する審査を希望する場合は、下表「建設機械の保有状況表」を添付してください。

建設機械の保有状況表							
審査基準日:		平成28年 3月31日					
通番	建設機械の種類	形式、型番 表示番号(大型ダンプ車)	種別又は規格	所有 又は リース	取得日又はリース期間		特定自主検査実施日 又は有効期間満了日 (※)
1	ショベル系掘削機	ZZ-99EFG	バックホウ	所 ①リ	H26.8.1	～ H31.7.31	H27.9.10
2	移動式クレーン	YY-0000	7.0t	所 リ	H21.3.28	～	H29.3.27
3	大型ダンプ車	×× 建 1234	最大積載量 9,000kg	所 リ	H25.9.15	～	H28.9.14
4				所 リ		～	

### 3. 雇用保険新様式について（手引きP61）【項番41関係】

雇用保険被保険者資格喪失届の様式が平成28年1月から変更になり、個人番号(マイナンバー)が表示されるようになっていました。雇用保険加入を確認する書類として使用する場合で個人番号が記載されている場合は、雇用保険被保険者資格喪失届の写しの個人番号を**必ず黒塗りした状態で①提出又は②持参**をお願いします。

※①（公財）青森県建設技術センター確認のための提出

②経審受審時の確認資料として持参

様式第4号(第1面) 雇用保険被保険者 資格喪失届 氏名変更届

標準字体 0123456789 (必ず第2面の注意事項を讀んでから記載してください。)

※ 続票種別 1310

2: 氏名変更届 3: 資格喪失届

1. 被保険者番号 2. 事業所番号 3. 資格取得年月日

4. 届出年月日 5. 喪失原因 6. 離職届交付希望 7. 1週間の所定労働時間 8. 補充採用予定の有無

9. 新氏名 フリガナ(カタカナ)

10. 個人番号

11. 喪失時被保険者種別 12. 届種・地域コード 13. 有資格コード

被保険者氏名 性別 生年月日 取得時被保険者種別 転勤年月日 管轄安定所番号 雇用形態

資格取得年月日現在の1週間の所定労働時間 事業所名称

被保険者の住所又は居所

被保険者でなくなったことの原因又は氏名変更年月日

雇用保険法施行規則第7条第1項・第14条第1項の規定により、58とお届けます。

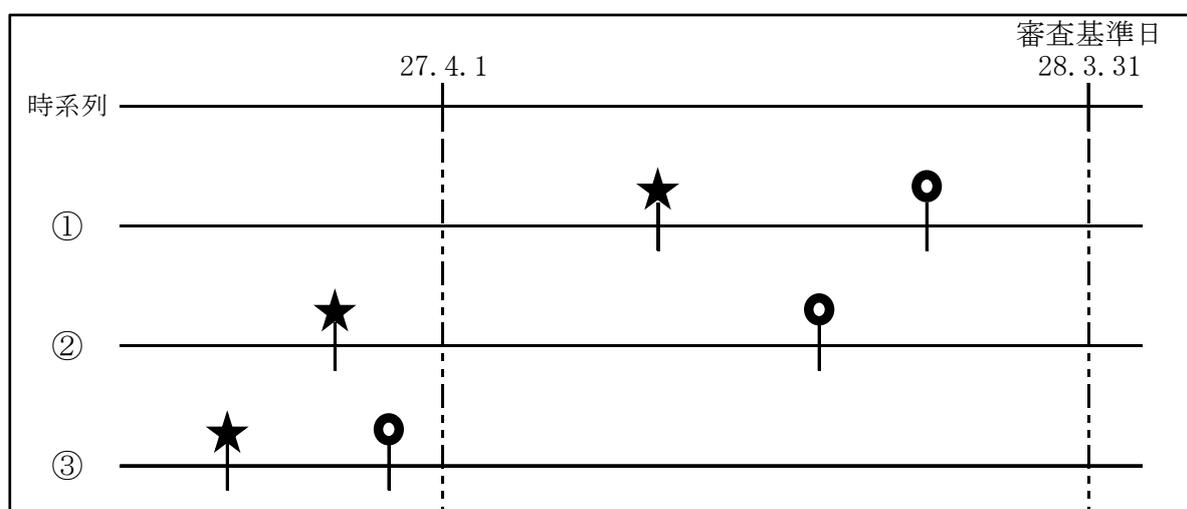
#### 4. 新規若年技術職員について（手引きP29、P124）【項番60関係】

<新規若年技術職員とは>

審査対象年内(当期事業年度開始の日の直前1年以内)に技術職員(=技術職員名簿に掲載可能)となった者。具体的には下記の2通りとなります。

- ・審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、審査対象年内に新たに資格を有するに至った若年者
- ・審査対象年より前から資格を有しており、審査対象年内に6か月を超える恒常的な雇用関係を有するに至った若年者

【例】3月決算法人で、平成28年3月31日を審査基準日として経営事項審査を受ける場合  
(前審査基準日の技術職員名簿上に掲載のなかった者で、35歳未満である)



★ : 6か月を超える恒常的な雇用関係に至った日

● : 資格を有するに至った日

※ ★ と ● は順不同である

<20005帳票(技術職員名簿)の「新規掲載者」欄>

- ・前審査基準日において掲載されていない技術者の場合、①、②及び③の全てのケースにおいて新規掲載者欄に「○」がつきます。

<20004帳票(その他の審査項目(社会性等))の【項番60】の計算>

- ・①及び②のケースでは、問題なく計算に含めることができます。
- ・③のケースの場合、今回の審査基準日において初めて技術職員名簿に掲載された者であっても、新規若年技術職員とは認められず、計算に含めることができません。

【理由】新規に技術職員となったのが審査対象年内ではないため。

※ 青森県の場合、技術職員名簿において新規掲載者となった者であっても新規若年技術職員に含めることができない場合があるため注意が必要となります。

※ 新規若年技術職員に該当する者がいる場合は、その者の「雇用保険被保険者資格喪失届」の原本のみならず、資格証明書等のコピーの持参もお願いします。



## 専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金額 の引上げ等について

建設業法では、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者の設置を求めています。

このたび、将来にわたって建設工事の適正な施工が確保されるよう、社会経済情勢の変化（物価上昇及び消費税増税分等）に応じた規制の合理化により、技術者の効率的な配置を図るため、建設業法施行令の一部が改正されました。

### 【改正内容】

#### 1 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の引上げ

特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限について3,000万円から4,000万円（建築一式工事にあつては、4,500万円から6,000万円）に引き上げられました。

併せて、民間工事において施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金の額の下限についても同様に引き上げられました。

#### 2 工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額の引上げ

工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額について2,500万円から3,500万円（建築一式工事にあつては、5,000万円から7,000万円）に引き上げられました。

※ 建設業法上の金額要件の見直し

	現行	6月1日改正後
特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要な金額	下請契約請負代金額下限 <b>3,000万円</b> (建築一式 <b>4,500万円</b> )	下請契約請負代金額下限 <b>4,000万円</b> (建築一式 <b>6,000万円</b> )
主任技術者又は監理技術者の専任配置が必要な金額	請負代金額下限 <b>2,500万円</b> (建築一式 <b>5,000万円</b> )	請負代金額下限 <b>3,500万円</b> (建築一式 <b>7,000万円</b> )

### 【施行日】

平成28年6月1日

## 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の引上げについて

県では、建設工事の発注に当たり、公正な競争と適正な価格での契約を推進するため、平成28年5月16日から下記のとおり取り扱うこととしました。

(5月16日以後の指名通知又は入札公告の案件に適用します。)

### 記

#### 1 建設工事に係る入札における最低制限価格の引上げについて

適正な価格での契約を推進するため、建設工事に係る最低制限価格の設定基準のうち、現場管理費の割合を引き上げます。

(対 象) 設計額5千万円未満の建設工事

(改正内容)	現 行	設計額における現場管理費の80%に相当する額
	改正後	設計額における現場管理費の90%に相当する額

(改正後の算定方法)

最低制限価格は、次に掲げる額の合計額に消費税(8%)を加算した額とします。ただし、上限は設計額の90%、下限は設計額の80%です。

- (1) 直接工事費の95%の額
- (2) 共通仮設費の90%の額
- (3) 現場管理費の90%の額
- (4) 下表の区分に応じた一般管理費の額

請負工事設計額		一般管理費 の割合
土木一式工事及び 建築一式工事の場合	土木・建築一式以外の 建設工事の場合	
4,500万円以上 (特A級工事相当)	1,500万円以上 (A級工事相当)	55%
1,000万円以上4,500万円未満 (A級工事相当)	300万円以上1,500万円未満 (B級工事相当)	60%
1,000万円未満 (B級工事相当)	300万円未満 (C級工事相当)	65%

## 2 建設工事に係る入札における低入札価格調査基準価格の引上げについて

適正な価格での契約を推進するため、建設工事に係る低入札価格調査基準価格の設定基準のうち、現場管理費の割合を引き上げます。

(対 象) 設計額5千万円以上の建設工事

(改正内容)	現 行	設計額における現場管理費の80%に相当する額
	改正後	設計額における現場管理費の90%に相当する額

(改正後の算定方法)

低入札価格調査基準価格は、次に掲げる額の合計額に消費税(8%)を加算した額とします。

ただし、上限は設計額の90%、下限は設計額の80%です。

- (1) 直接工事費の95%の額
- (2) 共通仮設費の90%の額
- (3) 現場管理費の90%の額
- (4) 一般管理費の55%の額

## 施工体制台帳の記載方法について

社会保険等未加入対策の一環として、施工体制台帳（再下請負通知書を含む。以下同じ。）に「健康保険等の加入状況」欄が追加され、平成24年11月1日以降、施工体制台帳を作成する場合は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況と事業所整理記号等を記載することになっています。

### ○「健康保険等の加入状況」欄の記載に当たっての留意点

～ 適用除外の考え方 ～

適用除外となるケースと記載方法は、次のとおりです。

1 雇用保険では、事業主や代表者・役員の場合など

健康保険及び厚生年金保険では、常時使用される者が5人未満の個人事業所の場合など

→ 該当する健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の適用除外に○を付け、適用除外となった保険に「-」を記載してください。

【記載例】

健康保険等の加入状況	保険加入の有無 <sup>※1</sup>	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		○適用除外		○適用除外		○適用除外	
事業所整理記号等		営業所の名称 <sup>※2</sup>		健康保険 <sup>※3</sup>	厚生年金保険 <sup>※4</sup>	雇用保険 <sup>※5</sup>	
		○○工務店本社		-	-	123456789-123	

2 健康保険適用除外承認手続により、適法に建設業に係る国民健康保険組合（いわゆる「建設国保」）に加入している場合

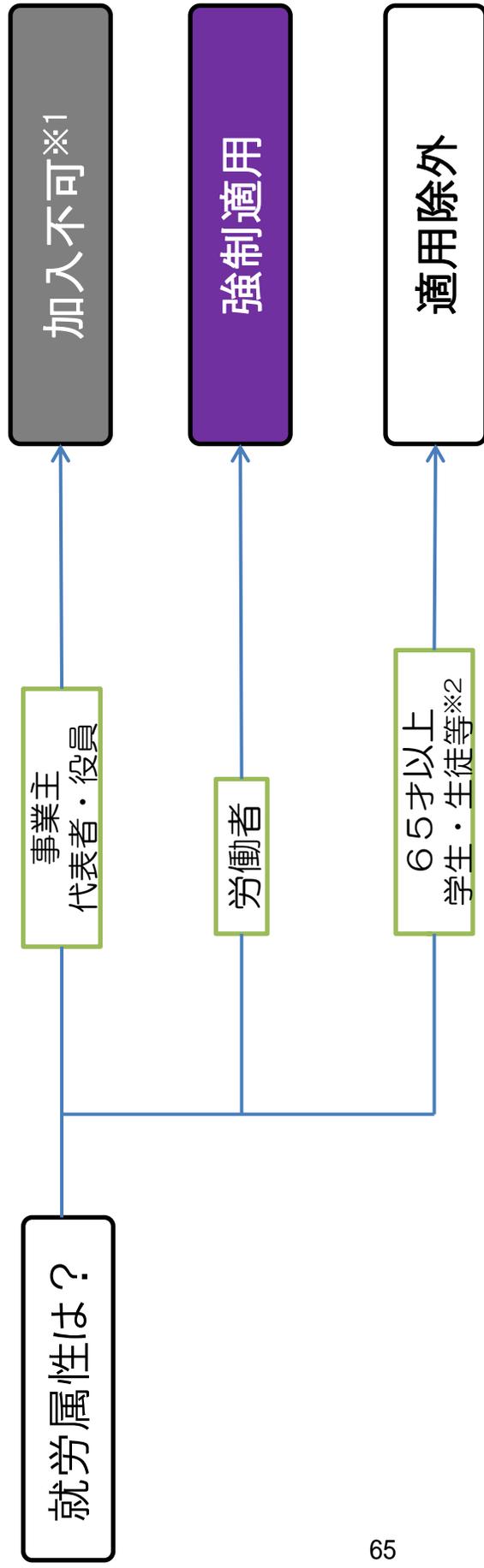
→ 健康保険の適用除外に○を付け、健康保険欄には「○○建設国保」と記載してください。

【記載例は、資料「健保適用除外承認手続により、適法に「建設国保」と「厚生年金」に加入する事業所の「施工体制台帳」等へ記載方法について」参照】

# (参考 I-2-2) 社会保険の適用関係について①

## ○雇用保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くのハローワーク等にお問い合わせ下さい。



65

※1 ただし、使用人兼務役員（例えば、取締役・工事部長）について、使用人部分は加入可

※2 下記が適用除外者に該当する

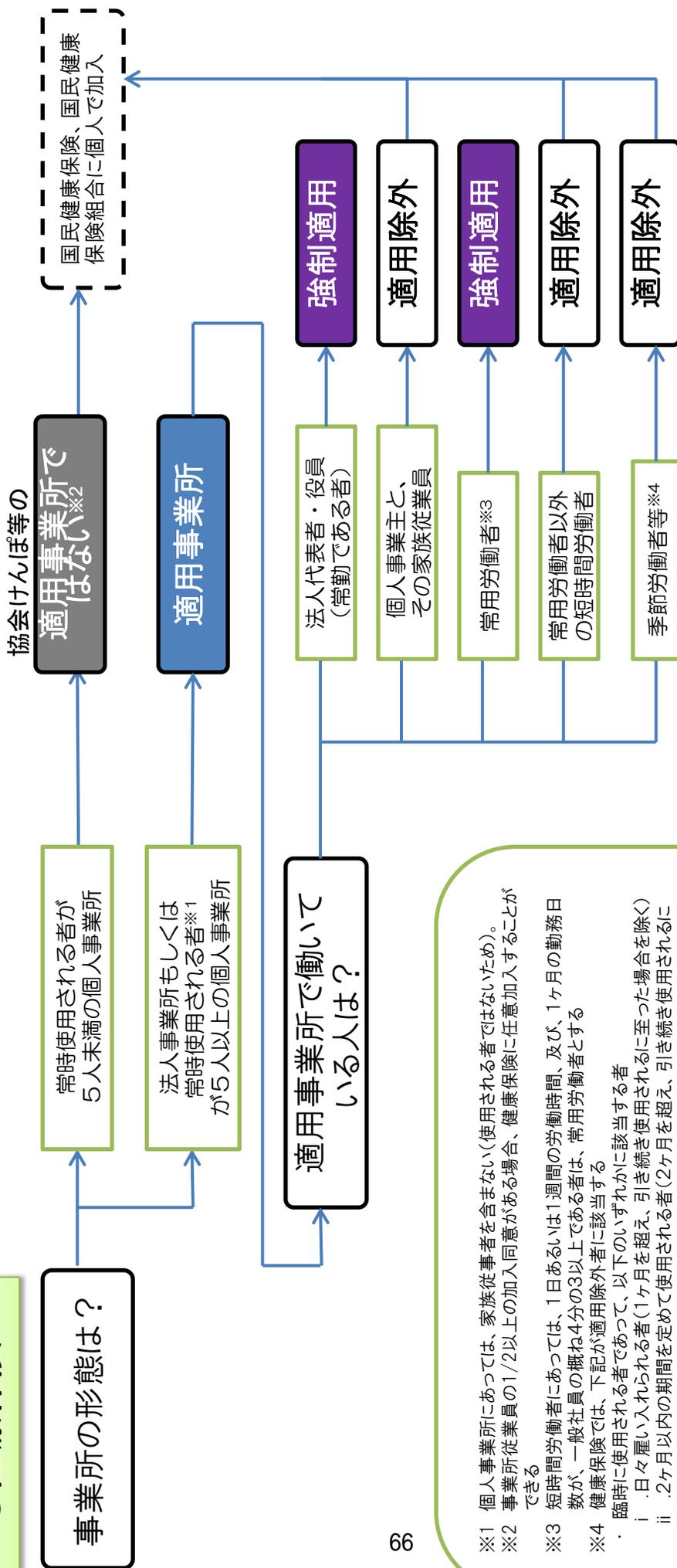
- ・ 65歳に達した日以後新たに雇用される者
- ・ 1週間の所定労働時間が20時間未満である者
- ・ 31日以上継続して雇用される見込みがない者
- ・ 大学や専修学校の学生・生徒等であって厚生労働省令に定める者等

- ・ 強制適用となる者は、雇用保険の被保険者となります。
- ・ ただし、労働者のうち、日々雇い入れられる者で、日雇用保険に加入する場合は、被保険者自らが届け出る必要があります。

# (参考 I - 2 - 3) 社会保険の適用関係について②

## ○医療保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



- ・適用事業所に使用されるが適用除外となる者で、一定の条件を満たす者は、健康保険の日雇特別被保険者となります。
- ・強制適用となる者は、協会けんぽ、健康保険組合等の被保険者となります。
- ・強制適用となる者であっても、厚生労働大臣の承認を受けた場合は、健康保険の被保険者ではなく、国民健康保険組合の被保険者となることができます。
- ・生活保護を受給している者は国民健康保険の適用除外となります。

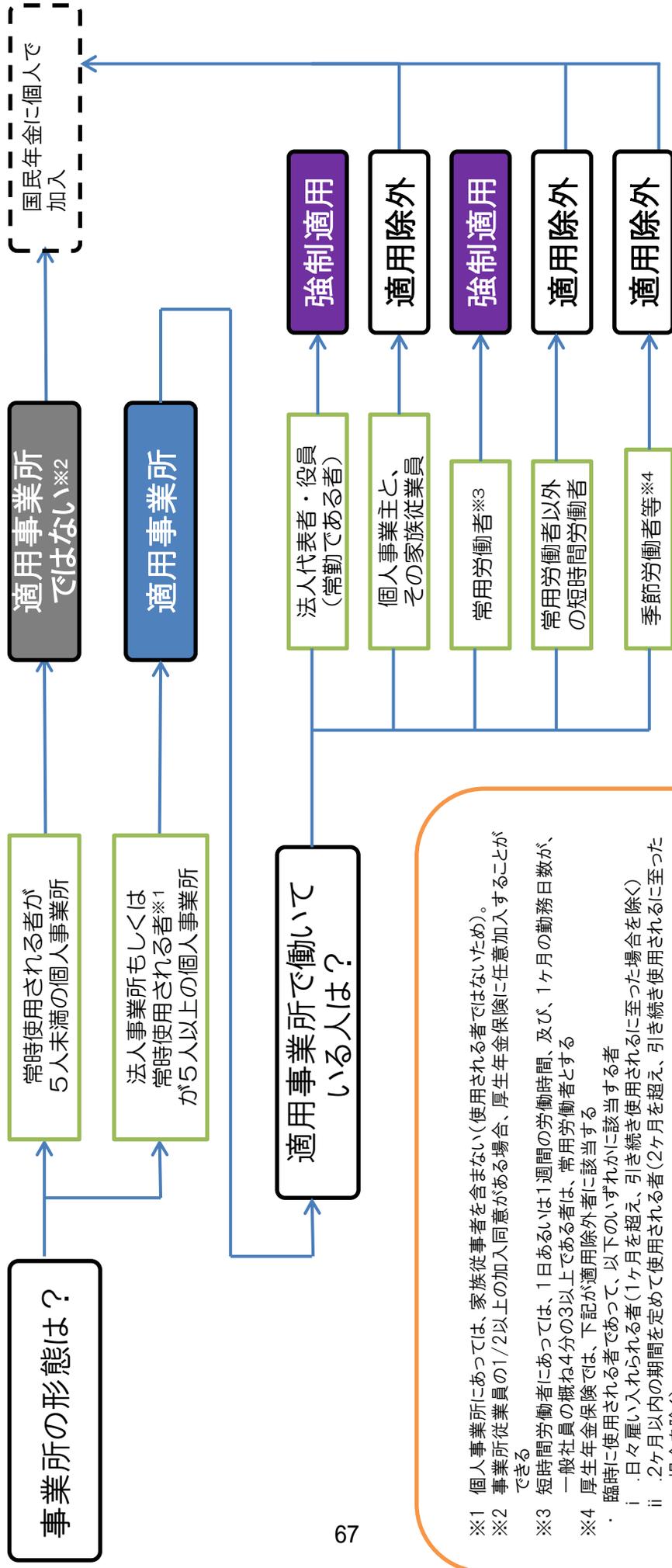
### 適用事業所で働いている人は？

- ※1 個人事業所にあつては、家族従事者を含まない(使用される者ではないため)。
- ※2 事業所従業員の1/2以上の加入同意がある場合、健康保険に任意加入することができる
- ※3 短時間労働者にあつては、1日あるいは1週間の労働時間、及び、1ヶ月の勤務日数が、一般社員の概ね4分の3以上である者は、常用労働者とする
- ※4 健康保険では、下記が適用除外者に該当する
  - ・ 臨時に使用される者であつて、以下のいずれかに該当する者
    - i . 日々雇入れられる者(1ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
    - ii . 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(2ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
  - ・ 事業所又は事務所で所在地が一定しない者に使用される者
  - ・ 季節的業務に使用される者(継続して4ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
  - ・ 臨時的業務の事業所に使用される者(継続して6ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
  - ・ 国民健康保険組合の事業所に使用される者
  - ・ 後期高齢者医療の被保険者となる者
  - ・ 厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者(健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。) 等

# (参考 I - 2-4) 社会保険の適用関係について③

## ○厚生年金保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



適用事業所で働いている人は？

- ※1 個人事業所にあつては、家族従事者を含まない(使用される者ではないため)。
- ※2 事業所従業員の1/2以上の加入同意がある場合、厚生年金保険に任意加入することができる
- ※3 短時間労働者にあつては、1日あるいは1週間の労働時間、及び、1ヶ月の勤務日数が、一般社員の概ね4分の3以上である者は、常用労働者とする
- ※4 厚生年金保険では、下記が適用除外者に該当する
  - ・臨時に使用される者であつて、以下のいずれかに該当する者
    - i . 日々雇入れられる者(1ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
    - ii . 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(2ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
  - ・事業所又は事務所で所在地が一定しない者に使用される者
  - ・季節的業務に使用される者(継続して4ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
  - ・臨時的事業の事業所に使用される者(継続して6ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)等

# 1-3 建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

(平成24年7月30日 第2回社会保険未加入対策推進協議会WG 資料8)

## 建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

平成24年7月30日  
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課

現在、建設業においては関係者を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいるところであるが、社会保険への加入については、法人・個人事業主の別や、個人事業主においては従業員規模等を踏まえ、適切な保険へ加入することを求めている。最近、医療保険への加入について、一部の関係者の間で取り扱いに誤解が生じているとの報告があったことから、改めて以下の通り考え方を整理したので、関係者におかれてはご了承願いたい。

88

医療保険への加入については、地域の建設企業のうち、常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険(通称「協会けんぽ」)に事業所として加入することが健康保険法上求められているが、協会けんぽの被保険者とならない5人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などであって、現在既に建設業に係る国民健康保険組合(※)に加入している者については、既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われるものであり、社会保険未加入対策上改めて協会けんぽに入り直すことを求めているものではない。

※国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた保険者であり、国民健康保険法上の公法人である(現在では新設は認められない)。

なお、法人や常時5人以上の従業員を使用している事業者が建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合もあるが、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、必要な手続き(年金事務所(平成22年以前は社会保険事務所)による健康保険被保険者適用除外承認申請による承認)を行って加入しているものであれば、適法に加入しているものである。年金制度は厚生年金に加入し、医療保険制度は国民健康保険組合に加入している事業所であれば、改めて協会けんぽに入り直すことを求める必要はない。

# 健保適用除外承認手続きにより、適法に「建設国保」と「厚生年金」に加入する事業所の「施工体制台帳」等への記載方法について

※ 以下、建設業社会保険未加入問題研究会編「建設業社会保険未加入問題Q & A」の掲載内容〈177～179頁〉に沿って、「当該事業所に使用される作業員が、健康保険のうち健康保険組合、建設国保に加入している場合の記載」について、補足します。

(再下請負通知書、施工体制台帳に共通のルール)

## 1. 健康保険組合(組合管掌健康保険)に加入している場合

健康保険について、当該事業所が協会けんぽ(全国健康保険協会管掌健康保険)ではなく健康保険組合(組合管掌健康保険)に加入している場合、「事業所整理記号等」欄のうち「健康保険」欄には加入している健康保険組合の名称のみ(例:「〇〇健康保険組合」)を記載してください。

## 2. 建設国保に加入している場合

### (1) 「事業所整理記号等」欄の「健康保険」欄の記載

当該事業所が協会けんぽ又は組合管掌健康保険に加入しており、当該事業所で使用され、協会けんぽ又は組合管掌健康保険の被保険者となるべき労働者のうち

- ① 全員が建設国保(国民健康保険組合が運営する国民健康保険)に加入しており、協会けんぽ、組合管掌健康保険の適用除外承認を受けている場合  
→「事業所整理記号等」欄の「健康保険」欄には**加入している建設国保組合の名称(例:「〇〇建設国保」)**を記載して下さい。

(理由)

- ※ 「―」(空欄)では、健康保険の適用除外承認を受けているのか、個人事業所や後期高齢者など健康保険の適用そのものを除外されているのか判断できず、明確に区別するために建設国保組合の名称(保険者名)を記載します。  
※ 情報システムの登録に際しても「―」(空欄)でエラーになる場合があるため、区別が重要になります。

- ② 一部の者が建設国保に加入しており、協会けんぽ、組合管掌健康保険の適用除外承認を受けている場合  
→「事業所整理記号等」欄の「健康保険」欄には、当該事業所が  
イ 協会けんぽ加入の場合、事業所整理記号及び事業所番号を記載して下さい。  
ロ 組合管掌健康保険加入の場合、当該組合名を記載して下さい。

### (2) 「保険加入の有無」欄の「健康保険」欄の選択

- ① 「事業所整理記号等」欄に記載する全事業所の「健康保険」欄が「〇〇建設国保」となるか、上段が「〇〇建設国保」で、下段が「同上」となる場合  
→「保険加入の有無」欄の「健康保険」欄では「適用除外」を選択して下さい。  
② 「事業所整理記号等」欄に2つの別の事業所について記載し、一方の「健康保険」欄のみが「〇〇建設国保」で、もう一方は事業所整理記号及び事業所番号もしくは健康保険

組合名のみが記載される場合

→「保険加入の有無」欄の「健康保険」欄では「加入」を選択してください。

※記載例は以下のとおりです

(1) 健保適用除外承認を受け適法に建設国保に加入し、厚生年金に加入している事業所

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		適用除外	適用除外	適用除外			
		株式会社	〇〇建設国保 <sup>※1</sup>	杉並けま 12345	12345678909-876		

注<sup>※1</sup> 建設国保組合（保険者）の名称を記載します。

(2) 協会けんぽの加入事業所で、健保適用除外承認を受け適法に建設国保に加入して、厚生年金に加入している者が混在する事業所

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		適用除外	適用除外	適用除外			
		株式会社	杉並けま 12345	杉並けま 12345	12345678909-876		

再下請負通知書、施工体制台帳に記載する各種番号等の掲載書類について

1. 健康保険

事業所整理記号及び事業所番号又は健康保険組合名

→健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」、建設国保保険証（写し）、厚生年金算定基礎届（その他、年金事務所が発行する証明書類）等



平成 年 月 日

再下請負通知書

直近上位  
注文者名  
現場  
代理人名

【報告下請負業者】  
〒  
住所  
TEL  
会社名  
代表者名

元請名称  
印

<<自社に関する事項>>

工事名称 及び 工事内容	大臣 知事 知事	特定 一般	許可番号	平成 年 月 日	平成 年 月 日
工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	大臣 知事 知事	第 号 第 号	契約日	平成 年 月 日
建設業の 許可	健康保険 加入 未加入 通用除外	厚生年金保険 加入 未加入 通用除外	許可番号	平成 年 月 日	平成 年 月 日
健康保険等の 加入状況	有無 <sup>※1</sup> 事業所整理 記号等 <sup>※2</sup>	健康保険 <sup>※3</sup> 加入 未加入 通用除外	厚生年金保険 <sup>※4</sup> 加入 未加入 通用除外	雇用保険 <sup>※5</sup> 加入 未加入 通用除外	
監督員名	安全衛生責任者名	安全衛生推進者名	雇用管理責任者名	※主任技術者名	資格内容
権限及び 意見申出方法	専任 非専任	資格内容	担当工事内容		
現場代理人名					
外国人建設就労者の 従事状況 (有無)	有 無 <sup>※6</sup>	外国人技能実習生の 従事状況 (有無)	有 無 <sup>※6</sup>		

(記入要領)

- 報告下請負業者は、直近上位の注文者に提出すること。
- 再下請負契約がある場合は、様式20-3 (再下請負関係)欄 (当用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類 (金額小記帳されたもの)の写しを添付する。なお、再下請負契約がある場合は (再下請負関係)欄をコピーして使用する。
- ①下請契約書等 ②主任技術者の資格及び雇用関係を証する裏面の写し  
③二次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに、下請負業者編成表を作成のうえ、元請に届出ること。
- 各保険の適用を受けようとする場合は、**速やかに変更後の書類を提出すること。**

※1 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合には「通用」を受けようとする営業所が複数あり、その一部について行っていない場合は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「通用除外」を○で囲む。

※2 請負契約に係る営業所の名称を記載。

※3 事業所整理記号及び事業所番号 (健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

※4 事業所整理記号及び事業所番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

※5 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

※6 当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

<<再下請負関係>> 再下請負業者及び再下請負契約関係について、次のとおり報告します。

会社名	代表者名				
住所 電話番号					
工事名称 及び 工事内容	大臣 知事 知事	特定 一般	許可番号	平成 年 月 日	平成 年 月 日
工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	大臣 知事 知事	第 号 第 号	契約日	平成 年 月 日
建設業の 許可	健康保険 加入 未加入 通用除外	厚生年金保険 加入 未加入 通用除外	許可番号	平成 年 月 日	平成 年 月 日
健康保険等の 加入状況	有無 <sup>※1</sup> 事業所整理 記号等 <sup>※2</sup>	健康保険 <sup>※3</sup> 加入 未加入 通用除外	厚生年金保険 <sup>※4</sup> 加入 未加入 通用除外	雇用保険 <sup>※5</sup> 加入 未加入 通用除外	
現場代理人名	安全衛生責任者名	安全衛生推進者名	雇用管理責任者名	※主任技術者名	資格内容
権限及び 意見申出方法	専任 非専任	資格内容	担当工事内容		
外国人建設就労者の 従事状況 (有無)	有 無 <sup>※6</sup>	外国人技能実習生の 従事状況 (有無)	有 無 <sup>※6</sup>		

※[主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいづれかに○印を付すること。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。  
(一式工事の主任技術者が専門工事を主任技術者としてその資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

③主任技術者の資格内容 (該当するものを選んで記入する)

- 経験年数による場合
  - 1) 大学卒 [指定学科] 3年以上の実務経験
  - 2) 高校卒 [指定学科] 5年以上の実務経験
  - 3) その他 10年以上の実務経験
- 資格等による場合
  - 1) 建築業法「技術検定」
  - 2) 建築業法「建築士試験」
  - 3) 技術士法「技術士試験」
  - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
  - 5) 消防業法「消防設備士試験」
  - 6) 職業能力開発促進法「技術検定」
  - 7) 職業能力開発促進法「技術検定」

※1 各保険の適用を受けようとする営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合には「通用」を受けようとする営業所が複数あり、その一部について行っていない場合は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「通用除外」を○で囲む。

※2 請負契約に係る営業所の名称を記載。

※3 事業所整理記号及び事業所番号 (健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

※4 事業所整理記号及び事業所番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

※5 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

※6 当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

# 平成27年度建設業法第31条第1項の 規定に基づく立入検査の結果について

## 1 検査の目的

建設工事における元請負人と下請負人との間の下請取引の適正化を図るため。

## 2 検査対象者

青森県知事許可業者のうち、下記の59者を対象としました。

- ① 県発注工事における一次下請契約の請負代金の総額が3千万円以上（建築一式工事の場合は、4千5百万円以上）の元請業者（10者）
- ② 県発注の低入札工事の元請業者（4者）
- ③ 国土交通省実施の「下請取引等実態調査」における回答結果を基に選定した元請業者（45者）

## 3 立入検査の結果

検査を行った59者のうち、39者に改善を要する事案が確認されました。

これらの業者に対して、建設業法第41条第1項の規定に基づき、平成27年12月15日付けで書面による勧告又は指導を実施し、平成28年1月22日までに改善状況報告書を提出させました。

勧告及び指導の対象となった主な内容は、次のとおりです。

### ①勧告（建設業法に抵触する行為）

- ・契約書の記載内容が不十分である。（11者）
- ・変更時の契約締結が不適切である。（10者）
- ・一般建設業の下請負人に対して、引渡しの申出の日から50日以内に下請負人への支払を完了していない。（11者）

### ②指導（建設産業における生産システム合理化指針等に抵触する行為）

- ・手形期間が120日を超えている。（5者）
- ・書面により見積依頼を行っていない。（14者）

## 4 検査対象者に対する指名停止措置

今回の検査過程において、施工体制台帳、施工体系図又は下請契約の写しを発注者に提出していなかったことが判明した者に対しては、指名停止の措置を行いました。

## 5 改善状況の確認

次回の検査の時期に改善状況報告内容が履行されているかどうかを改めて確認します。

## 6 青森県建設業者等指名停止要領運用基準の一部改正（平成28年4月1日施行）

不適切事案に対する強化対策のため、立入検査において、連続して同じ理由で勧告を受けた場合には、不正又は不誠実な行為として1箇月の指名停止措置を講じる旨を明記しました。

## 中間前金払制度について

### 1 制度

1件の請負代金額が100万円以上の建設工事において、前払金（請負代金額の4割以内）の受領後、更に請負代金額の2割以内で前払金を追加請求できる制度です。

### 2 要件

- ①工期の2分の1を経過していること。
- ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

### 3 手続

- ①契約担当者（地域連携部等）へ、中間前金払に係る「認定請求書」に工事請負契約書第11条に基づく「工事履行報告書」を添付して提出する。
  - ②保証事業会社へ、契約担当者（地域連携部等）から交付された「認定調書」の写しを添付して中間前払金保証を申し込む。
  - ③契約担当者（地域連携部等）へ、「前払金請求書」に保証事業会社が発行した「中間前払金に関する保証証書」（原本）を添付して提出する。
- ※ 出来高検査等の手続は、不要です。
- ※ 各様式は、「青森県建設業ポータルサイト」に掲載してあります。

### 4 保証料

中間前払金の保証料率は、一律0.065%です。

#### 【計算例】

請負代金額1,000万円で中間前払金200万円の場合：1,300円

※参考（前払金保証料）

請負代金額1,000万円で前払金400万円の場合：10,000円

# 中間前金払と部分払の選択について

## ○中間前金払と部分払との違い

	中間前金払	部分払
請求時の 出来高検査	<b>不要</b> (書類審査で可)	<b>必要</b> (出来高検査を実施し金額を算定)
支払条件	(当初40%の前払金を請求した後) ①工期の2分の1を経過していること。 ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 ③工事の進捗出来高が請負代金額の2分の1以上に達していること。	(第1回請求時) 請負代金額に対する出来高の割合が30%以上(前払金の支出を受けている場合は、40%以上)であること。

### <参考>

#### ～中間前払金を請求する場合の手続の流れ～

